

第2次岸和田市いのち支える自殺対策計画 【案】

**令和7年●月
岸 和 田 市**

はじめに

本市では、総合計画「将来ビジョン・岸和田」に基づき、「健康で自分らしく生きられるまち」を基本目標として、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、心身ともに健康な状態が保たれていることを目指し、様々な施策や事業を進めているところです。

自殺対策については、令和2年3月に「岸和田市いのち支える自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない岸和田を目指して～」を策定し、関係機関のご協力をいただきながら「いのち支える自殺対策施策」に取り組んでまいりました。

この度、計画期間の終了に伴い、これまでの取組の評価・検証を行い、新たな課題と目標を掲げ、その達成に向けた具体的な施策を示した「第2次岸和田市いのち支える自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない岸和田を目指して～」を策定いたしました。

全国では依然として毎年2万人を超える方が自ら命を絶っているのが現状です。本市でも、様々な対策を講じてはいるものの、今もなお毎年かけがえのない命が自殺によって失われ続けています。

一人ひとりが命を大切にし、家族をはじめとする周囲の人のSOSに気付き、ともに支えあう社会を築くことができるよう、市民のみなさまや関係機関の方々、事業者のみなさまとの協働により「生き心地の良い社会」の実現を目指してまいりますので、みなさまの一層のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をお寄せいただきました多くのみなさまにこころより感謝申し上げます。

令和7年●月

岸 和 田 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画策定の方法.....	3
5 SDGsへの貢献.....	4
第2章 岸和田市の自殺の現状と課題	5
1 統計でみる現状.....	5
2 市民意識調査の結果.....	17
3 第1次計画期間における自殺対策関連施策の取組状況.....	20
4 第1次計画の目標の達成状況.....	24
5 取り組むべき対策.....	25
第3章 計画の目指すもの	27
1 基本理念.....	27
2 基本認識.....	27
3 基本方針.....	29
4 計画の目標.....	31
第4章 本市が取り組むべき施策	32
1 施策の概要.....	32
2 施策ごとの目標と事業内容.....	34
第5章 計画の推進	54
1 計画の推進体制.....	54
2 計画の進捗管理.....	55
資料編	56
1 岸和田市いのち支える関連施策一覧（部課別）	56
2 職員アンケート集計結果.....	63
3 岸和田市いのち支える自殺対策計画（第2次）策定経過	70
4 岸和田市いのち支える自殺対策計画（第2次）策定会議および実務者会議設置要領	71
5 岸和田市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	72
6 岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議設置要領	73

第1章 計画の概要

1 | 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は、平成10年から平成23年まで、14年連続で3万人を超える状態が続いていましたが、平成18年に自殺対策基本法（以下、「基本法」という。）が施行されて以降、自殺対策が国を挙げて総合的に推進された結果、平成22年からは自殺者数は減少傾向に転じ、令和元年には最少の20,169人となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したこと等から令和2年は21,081人と増加、令和3年は21,007人と減少したものの、令和4年には再び増加し21,881人となる等変動が続いており、依然として2万人を超える人が自ら命を絶っている状況が続いています。

こうした中、令和4年10月には「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」（以下、「大綱」という。）が閣議決定されました。この大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」等を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

大阪府では、大綱を踏まえ「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策を総合的かつ効果的に進めていくために、計画期間を令和5年度から10年度までとする「大阪府自殺対策計画」を令和5年3月に策定しました。

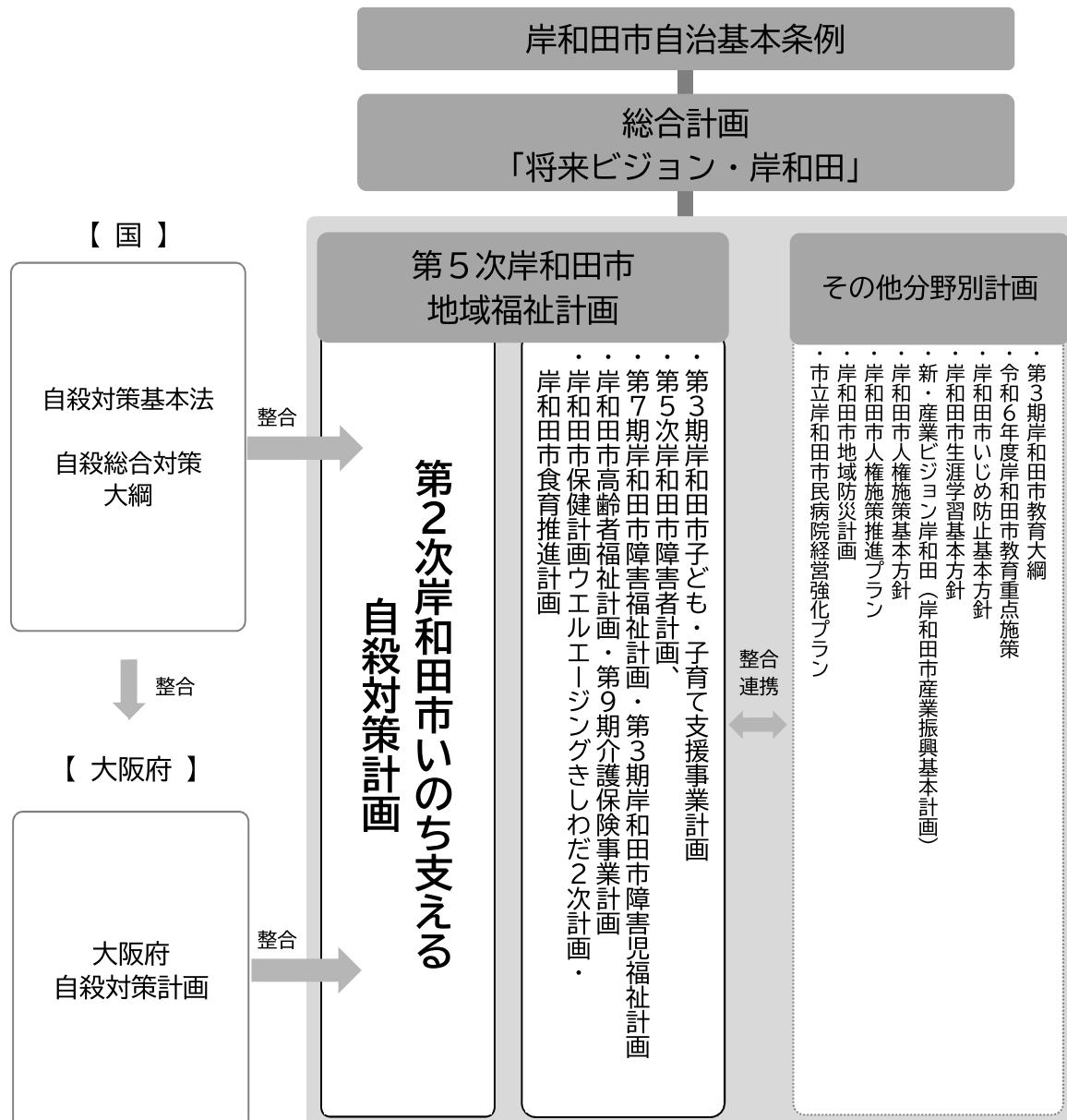
一方、本市では、令和2年3月に「岸和田市いのち支える自殺対策計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、『誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地の良い社会」の実現』を基本理念に掲げ、市民の暮らしに密着した啓発、相談支援等をはじめとして、本市の特性に応じた対策に取り組んできたところです。

今回、計画期間の終了に伴い、今までの取組を引き継ぎつつさらに発展させ、本市の実情に合わせて課題を解決するために、「第2次岸和田市いのち支える自殺対策計画（以下、「第2次計画」という。）」を策定しました。

2 | 計画の位置づけ

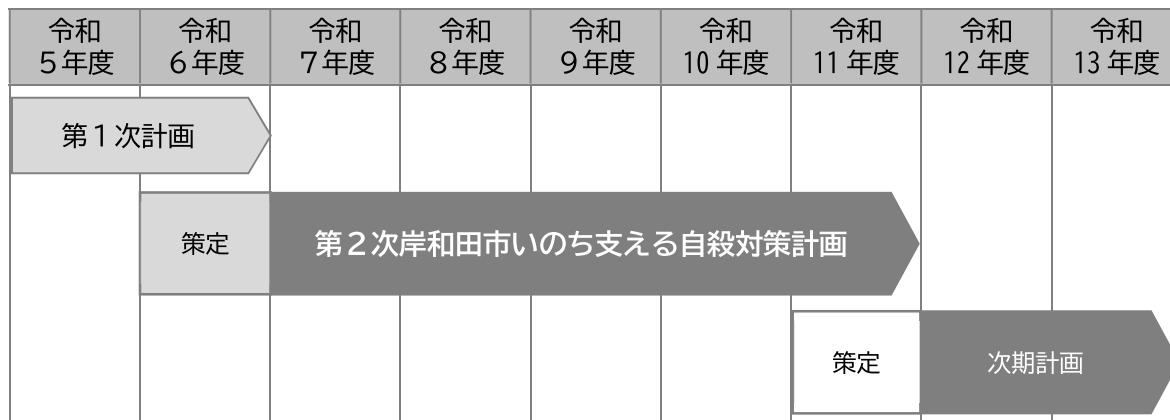
第2次計画は、基本法第13条第2項に基づき策定する市町村の自殺対策計画であり、大綱や大阪府自殺対策計画の方針を踏まえつつ、本市の地域特性や課題を捉えた総合的な自殺対策の施策を推進するものです。

また、総合計画「将来ビジョン・岸和田」や「第5次岸和田市地域福祉計画」との整合を図るほか、関連計画での取組等と連携し、計画を策定します。



3 | 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。法律の改正や社会情勢の動向により、必要な場合は計画を見直します。



4 | 計画策定の方法

(1) 岸和田市いのち支える自殺対策計画（第2次）策定会議・実務者会議での検討

計画策定にあたっては、自殺対策関係各課で構成する「岸和田市いのち支える自殺対策計画（第2次）策定会議」及び「岸和田市いのち支える自殺対策計画（第2次）実務者会議」を設置し検討しました。会議では本市の自殺の現状を分析し、課題を明確にしたうえで、施策体系をとりまとめ、計画を推進するために必要な事項について協議しました。

(2) 岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議での検討

関係機関等から幅広く意見を求め、第2次計画に反映させるために、「岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議」において意見を聴取するとともに検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民の意見を聴き、第2次計画に反映させるために、令和6年●月●日から令和7年●月●日までパブリックコメントを実施しました。

5 | SDGsへの貢献

SDGs【持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）】とは、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本市においても令和5年12月に「岸和田市SDGs取組指針」を策定しています。第2次計画では、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地の良い社会」の実現を基本理念として掲げており、SDGsの17のゴールのうち、特に関連が深い「3 すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 岸和田市の自殺の現状と課題

1 | 統計でみる現状

自殺に関する統計データは、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料（①）」及び自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル（②）」に基づき作成しています。

「地域自殺実態プロファイル」は、厚生労働省の「人口動態統計（②-1）」、警察庁の「自殺統計（②-2）」、警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で集計、作成した「個別集計（②-3）」の3種類の資料を用いています。

本計画における統計の見方

① 「地域における自殺の基礎資料」について

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺原票データに基づいて再集計し公表したものです。

※自殺者数について

（1）場所について「住居地」及び「発見地」の2通りでそれぞれ集計されています。

（2）日付について「発見日」及び「自殺日」の2通りでそれぞれ集計されています。

本計画では、「住居地」「自殺日」で集計されたデータを使用しています。

② 「地域自殺実態プロファイル」について

国は、いのち支える自殺対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した「自殺実態プロファイル」を作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援しています。都道府県及び市町村は提供される「地域自殺実態プロファイル」を参考に地域の自殺の実態を把握することにより地域自殺対策計画を策定し総合的な自殺対策を推進することとされています。

②-1 「人口動態統計」について

厚生労働省が日本における日本人を対象に集計し、住所地を基に死亡時点で計上しています。

また、自殺、他殺あるいは事故死のいずれかで不明なときは自殺以外で計上されています。死亡診断書等について作成者から自殺であった旨の訂正報告がない場合は自殺に計上されません。

②-2 「自殺統計」について

警察庁が、総人口（日本における外国人を含む）を対象に集計し、発見地を基に自殺の遺体を発見した時点で計上しています。

また、捜査等により、死亡の理由が自殺であると判明した時点で自殺として計上しています。

②-3 「個別集計」について

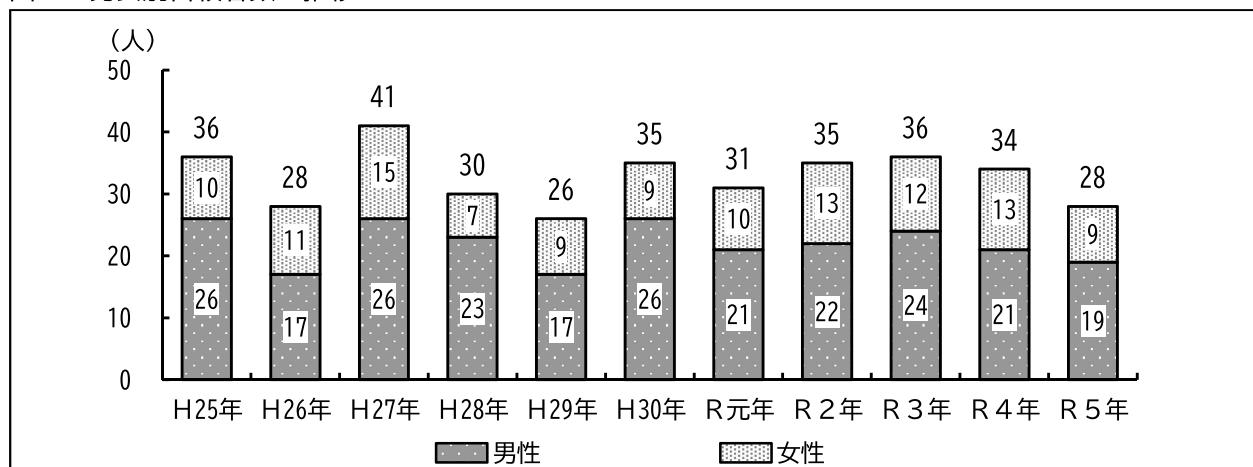
警察庁自殺統計原票データを基にいのち支える自殺対策推進センターで集計し、作成したものです。

(1) 自殺者数と男女別自殺者数の推移

本市の自殺者数は、平成25年の36人から増減を繰り返していましたが、令和3年以降は年々減少し、令和5年は男性19人、女性9人の計28人となっています。

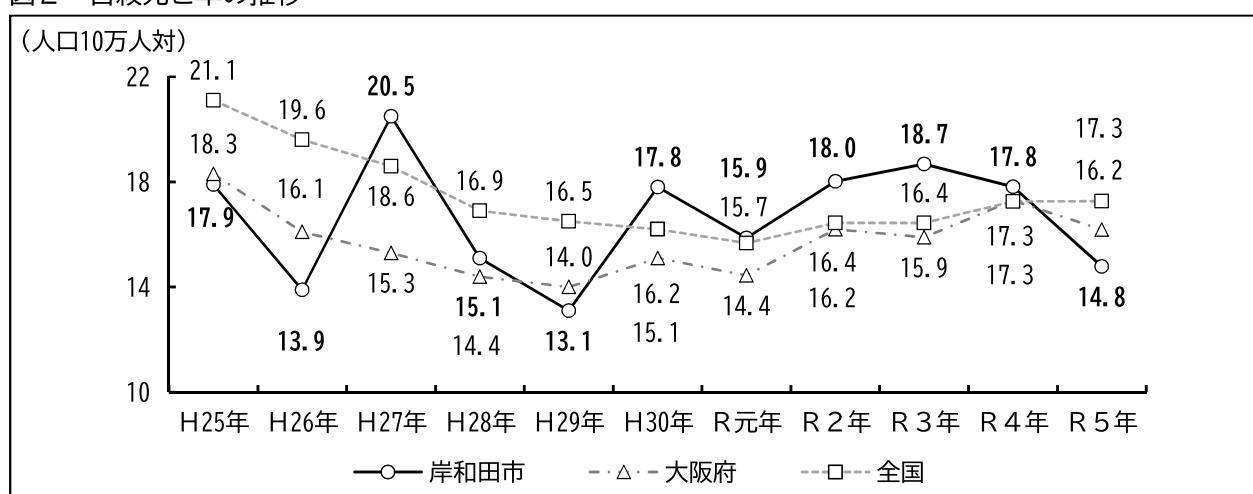
人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率についても、令和5年には14.8と大阪府・全国を下回りました。

図1 男女別自殺者数の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図2 自殺死亡率の推移

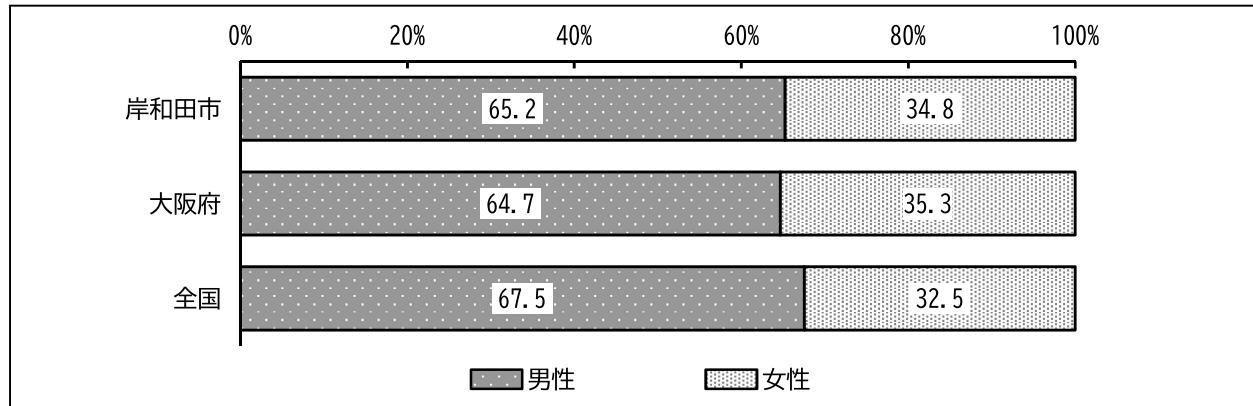


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 性・年齢別自殺者数

性別の割合について、令和元年から令和5年までの5年間の累計を全国や大阪府と比較してみると、いずれもその割合は男性が約65%を占めています。

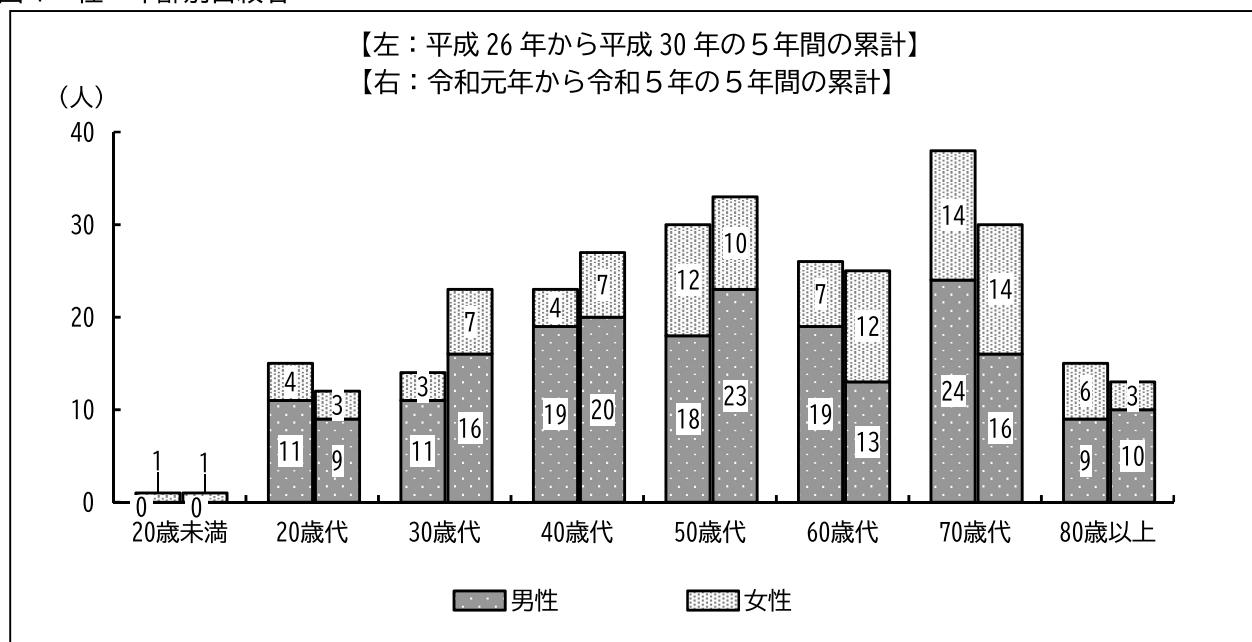
図3 男女別割合の比較（令和元年から令和5年の5年間の累計）



本市の自殺者数の令和元年から令和5年までの5年間の累計は、164人です。男女の内訳は、男性107人、女性57人で、男性の自殺者数は女性の約2倍となっており、特に20歳代、40歳代、80歳代では、男性の占める割合はより大きくなっています。

また、平成26年から平成30年の5年間の累計と比較すると、30歳代から50歳代の働く世代の自殺者が増加していることが分かります。

図4 性・年齢別自殺者



(3) 年齢階級別死因順位・死亡率

全国の年齢階級別死因の状況を見ると、10～54歳の年齢階級の死因の上位を自殺が占めています。平成30年と比較しても、10～14歳で自殺が死因の第2位になっているほかは同様の状況です。

表1 年齢階級別死因上位3位と人口10万人あたりの死亡率（全国）

		第1位		第2位		第3位	
		死因	死亡率 (人口10万対)	死因	死亡率 (人口10万対)	死因	死亡率 (人口10万対)
10～14歳	R4	自殺	2.3	悪性新生物 (腫瘍)	1.6	不慮の事故	0.6
	H30	悪性新生物 (腫瘍)	2.1	自殺	1.9	不慮の事故	1.2
15～19歳	R4	自殺	12.2	不慮の事故	3.6	悪性新生物 (腫瘍)	2.3
	H30	自殺	8.7	不慮の事故	4.1	悪性新生物 (腫瘍)	1.9
20～24歳	R4	自殺	21.3	不慮の事故	4.5	悪性新生物 (腫瘍)	2.5
	H30	自殺	17.5	不慮の事故	5.3	悪性新生物 (腫瘍)	2.7
25～29歳	R4	自殺	19.4	悪性新生物 (腫瘍)	4.1	不慮の事故	3.6
	H30	自殺	18.0	不慮の事故	4.4	悪性新生物 (腫瘍)	4.1
30～34歳	R4	自殺	18.4	悪性新生物 (腫瘍)	7.9	心疾患	3.5
	H30	自殺	18.5	悪性新生物 (腫瘍)	8.0	不慮の事故	4.5
35～39歳	R4	自殺	19.5	悪性新生物 (腫瘍)	14.1	心疾患	5.6
	H30	自殺	17.2	悪性新生物 (腫瘍)	14.5	心疾患	5.6
40～44歳	R4	悪性新生物 (腫瘍)	25.4	自殺	20.5	心疾患	9.7
	H30	悪性新生物 (腫瘍)	28.2	自殺	17.6	心疾患	10.2
45～49歳	R4	悪性新生物 (腫瘍)	47.2	自殺	21.5	心疾患	18.1
	H30	悪性新生物 (腫瘍)	49.4	自殺	19.1	心疾患	18.1
50～54歳	R4	悪性新生物 (腫瘍)	82.4	心疾患	30.7	自殺	23.4
	H30	悪性新生物 (腫瘍)	89.7	心疾患	29.6	自殺	22.5
55～59歳	R4	悪性新生物 (腫瘍)	141.0	心疾患	47.6	脳血管疾患	26.0
	H30	悪性新生物 (腫瘍)	154.8	心疾患	44.3	脳血管疾患	26.6

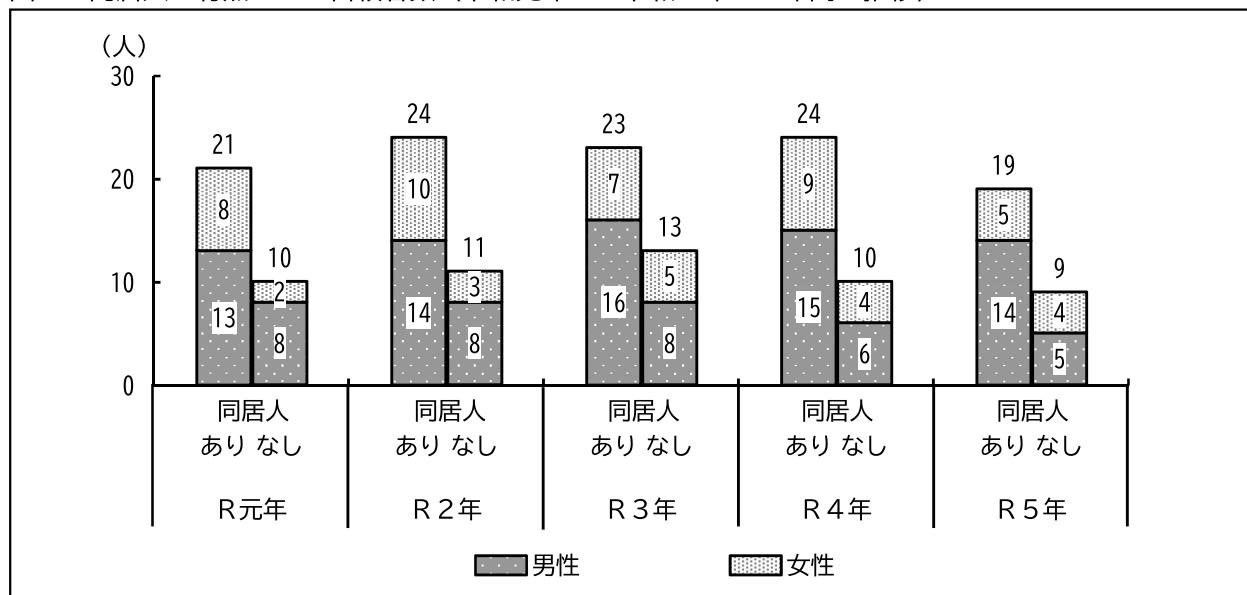
資料：令和4年人口動態統計

(4) 同居人の有無

本市の同居人の有無別による自殺者数は、令和5年で同居人ありが19人、同居人なしが9人となっています。

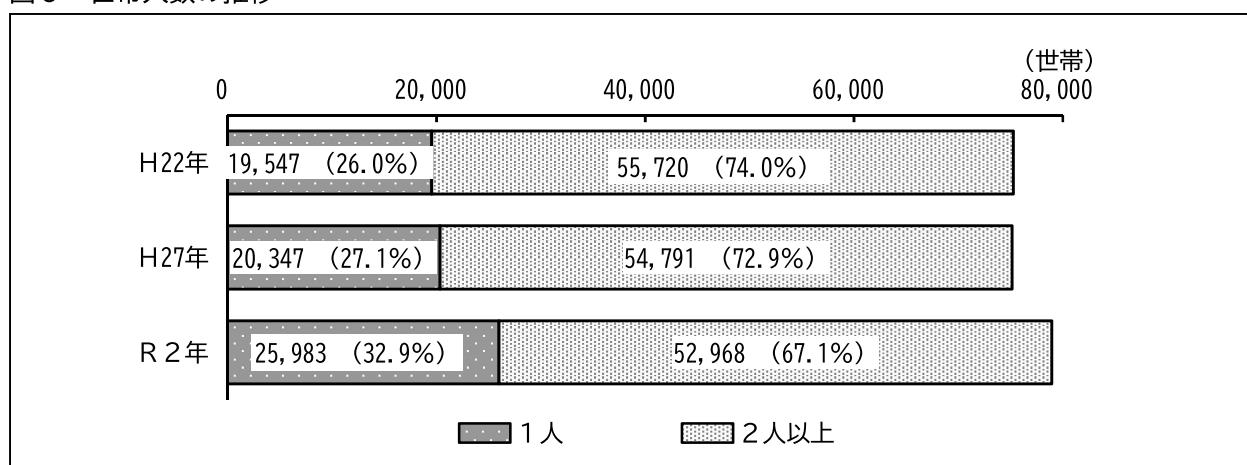
国勢調査の結果を見ると、本市では、世帯総数が増加するとともに、単身世帯の割合も増加していることが分かりますが、自殺者においては「同居人あり（2人以上の世帯）」の割合は5年間を通じて、概ね横ばいの状況が続いています。

図5 同居人の有無による自殺者数（令和元年から令和5年の5年間の推移）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
※ 本集計には同居人の有無の不詳を含まない。

図6 世帯人数の推移

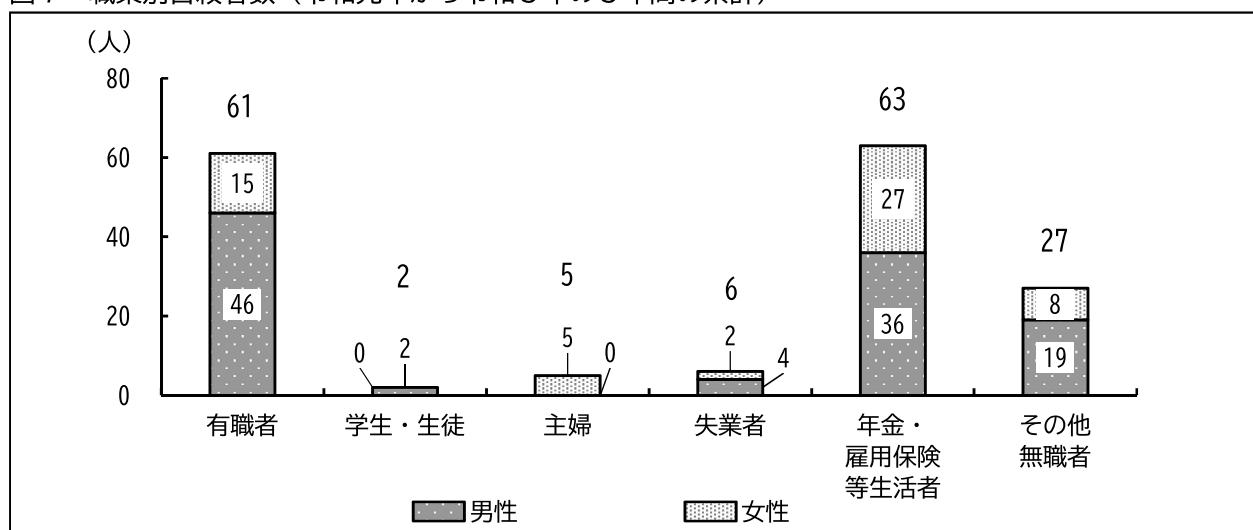


資料：国勢調査

(5) 職業別自殺者数と職業別割合

本市の職業別の自殺者数は、令和元年から令和5年までの5年間の累計では、「年金・雇用保険等生活者」が63人と最も多く、次いで「有職者」が61人、「その他無職」が27人となっています。

図7 職業別自殺者数（令和元年から令和5年の5年間の累計）

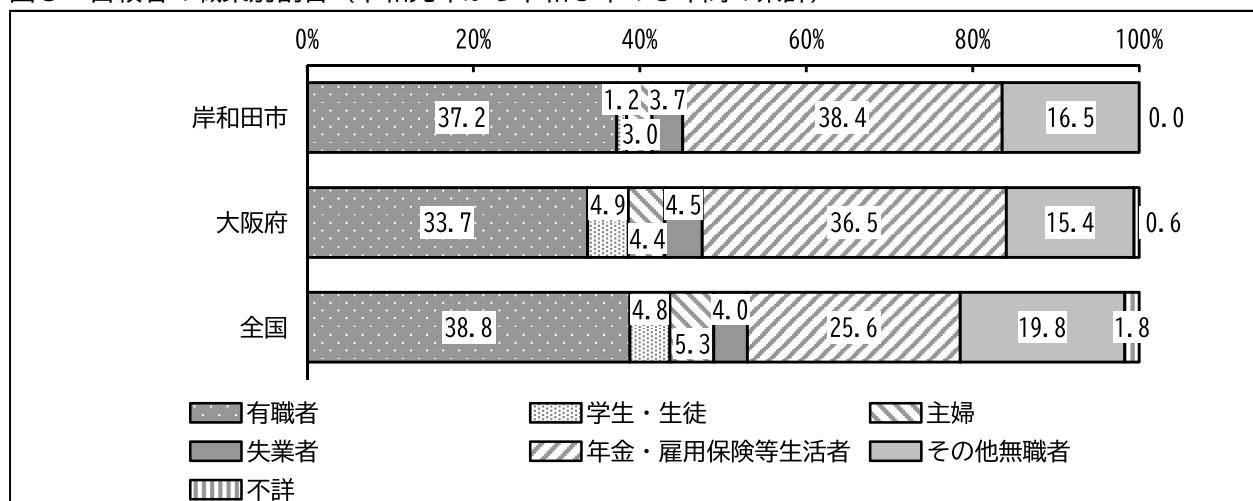


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※ 令和4年1月分から、自殺統計原票の見直しにより、新たな集計表となっています。
(旧) 自営業・家族従業者+被雇用者・勤め人 (新) 有職者

本市と全国・大阪府との自殺者の職業別割合の比較では、「年金・雇用保険等生活者」の割合が全国・大阪府を上回っています。

図8 自殺者の職業別割合（令和元年から令和5年の5年間の累計）



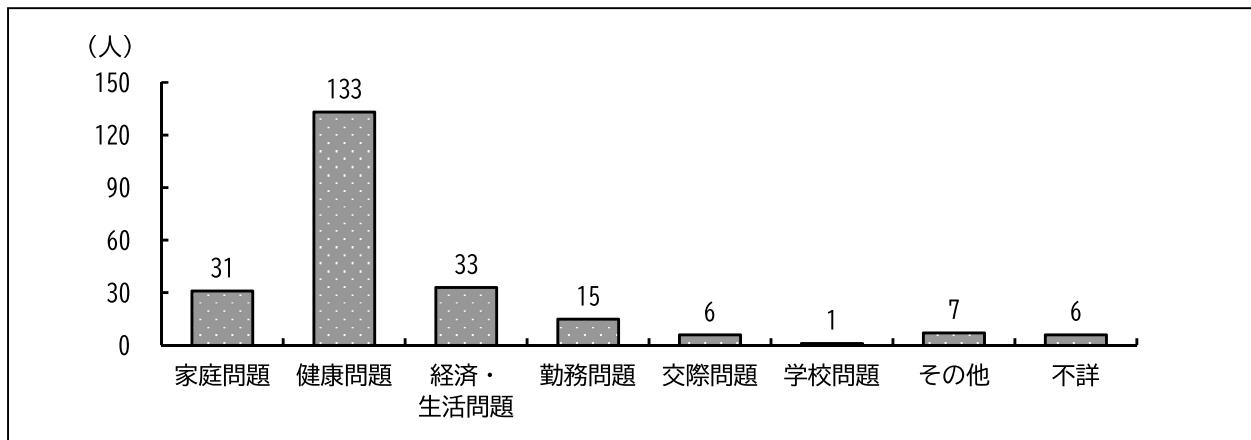
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※ 令和4年1月分から、自殺統計原票の見直しにより、新たな集計表となっています。
(旧) 自営業・家族従業者+被雇用者・勤め人 (新) 有職者

(6) 原因・動機別自殺者数

本市の自殺者を原因・動機別でみてみると、令和元年から令和5年までの5年間の累計では「健康問題」が133人と最も多い、次いで「経済・生活問題」が33人となっています。

図9 原因動機別自殺者数（令和元年から令和5年の5年間の累計）



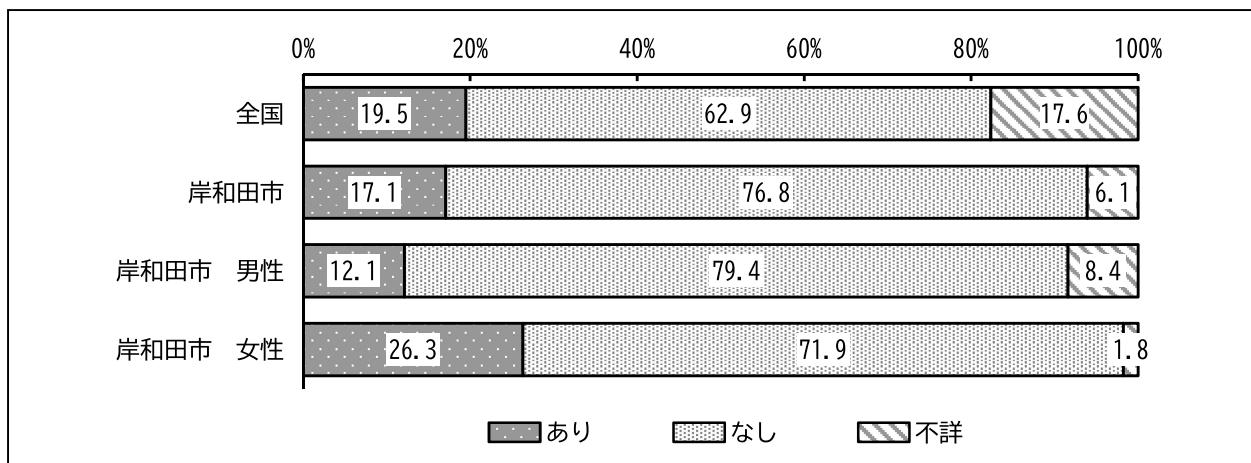
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

- ※ 自殺統計では、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者数一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機別自殺者数の和と自殺者数（令和元年から令和5年の5年間の累計164人）とは一致しません。
- ※ 令和4年1月分から、自殺統計原票の見直しにより、新たな集計表となっています。
(旧)男女問題 (新)交際問題

(7) 自殺未遂歴の有無

本市の自殺者の令和元年から令和5年までの5年間の累計を、未遂歴の有無別に見てみると未遂歴ありが17.1%、未遂歴なし76.8%となっており、未遂歴なしが多くなっています。なお不詳は6.1%です。性別では、未遂歴ありは女性で26.3%と、男性の12.1%を大きく上回っています。

図10 自殺未遂歴別の状況（令和元年から令和5年の5年間の累計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(8) 自殺未遂者相談支援事業の実施状況（大阪府及び中核市保健所）

大阪府及び中核市保健所における自殺未遂者相談支援事業（※）の実施状況は、年々件数が増加傾向にあり、特に、0～19歳、20～29歳の年齢層で増加の傾向にあります。いのちをつなぐ絆ネットワーク会議では岸和田保健所管内でも同様の傾向がみられると報告されています。

表2 自殺未遂者相談支援事業の実施状況（大阪府及び中核市保健所）

単位：件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～19歳	53	50	85	82	102
20～29歳	109	134	142	163	189
30～39歳	90	76	103	102	93
40～49歳	128	111	100	125	93
50～59歳	82	83	65	84	103
60～69歳	51	36	24	40	45
70～79歳	38	34	34	38	31
80歳以上	21	24	24	37	35
不明	0	0	0	0	0
計	572	548	577	674	691

資料：大阪府こころの健康総合センター所報・紀要（令和4年度）

※ 自殺未遂者相談支援事業：警察と連携し自殺未遂者への相談を実施するとともに、精神科医療の必要な人を医療につなぎ、また必要な関係機関に適切につないでいくことにより、さらなる自殺を防ぐことを目的とした事業。

(9) 消防統計（岸和田市消防本部）

岸和田市消防本部における消防統計の自損行為（※）による出動件数は、令和5年では80件となっており、救急搬送された件数の内、10歳代の件数が令和元年から、令和4年まで増加し続けていました。令和5年は令和4年に比べほぼ半減していますが、令和元年に比べると4倍となっています。

表3 消防統計（岸和田市消防本部）

単位：件数

自損行為による出動	うち搬送				搬送者のうち10歳代		
		男性	女性	現場・医療機関にて死亡		うち現場で死亡確認	
令和5年	80	50	15	35	8	19	14
令和4年	102	76	19	57	14	24	14
令和3年	90	61	21	40	5	30	20
令和2年	91	62	23	39	4	22	17
令和元年	86	67	30	37	2	17	10

資料：いのちをつなぐ絆ネットワーク会議にて岸和田市消防本部の報告より作成

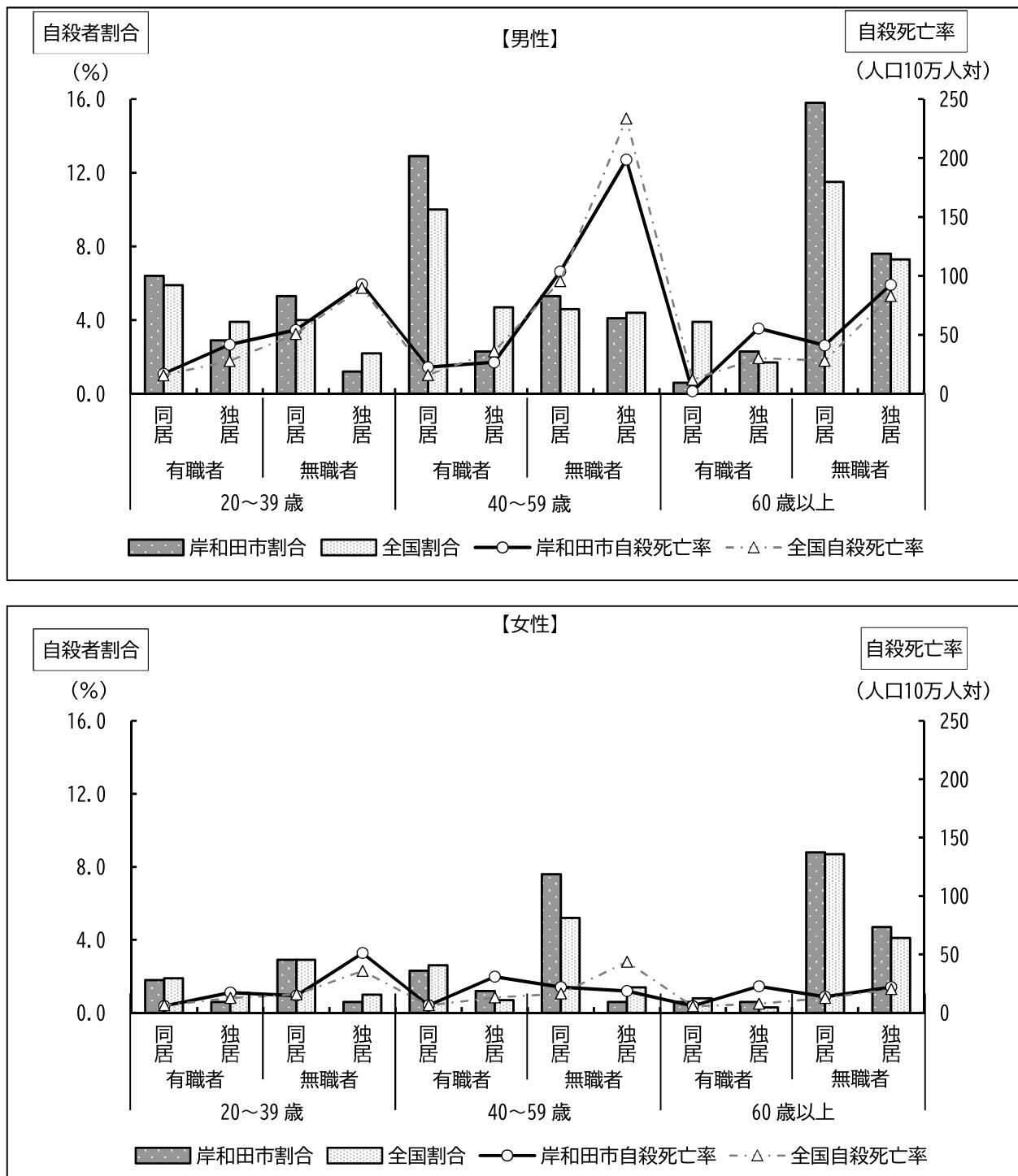
※ 自損行為：自分自身の体を、意識的に、また無意識のうちに傷つける行為。

(10) 地域自殺実態プロファイルによる本市における自殺者の特徴

本市の自殺者を性・年齢・職業・同居人の有無の属性別に、平成30年から令和4年までの5年間の累計について全国と比較してみると、自殺者に占める割合では男女ともに「60歳以上・無職・同居」という区分が最も高くなっています。

また、人口10万人あたりの自殺死亡率をみてみると、男性では「40～59歳・無職・独居」の区分が最も高く、女性では「20～39歳・無職・独居」の区分が最も高くなっています。

図11 自殺の概要（上段は男性、下段は女性）

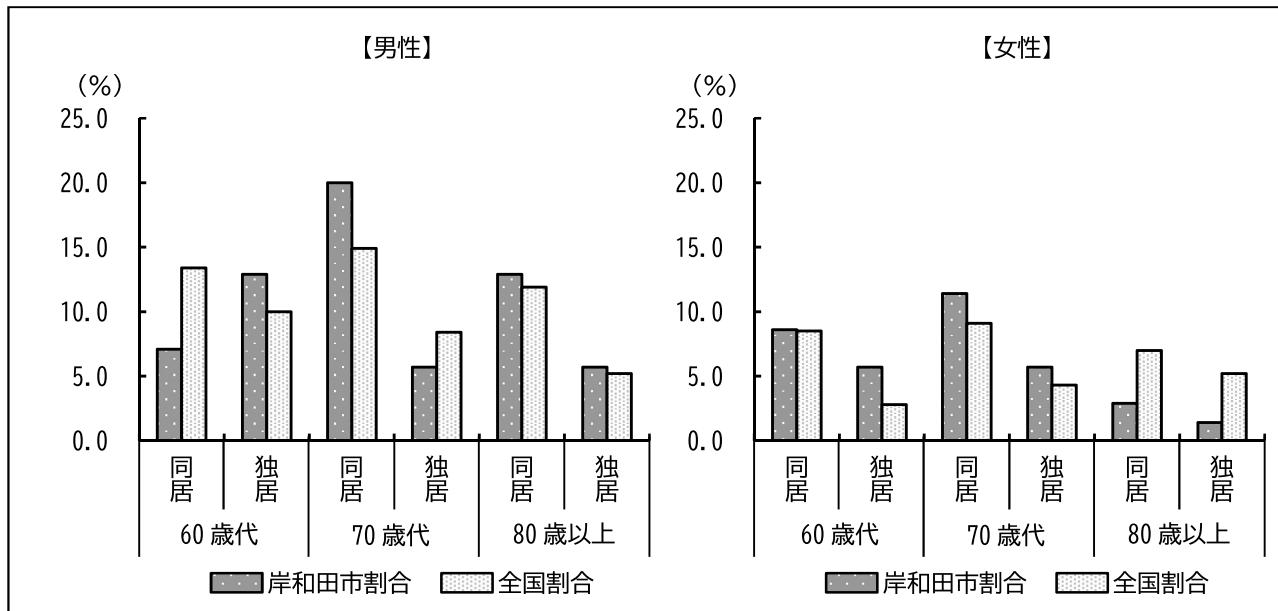


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」(2023)

第2章 岸和田市の現状と課題

60歳以上の自殺者について、60歳代・70歳代・80歳以上に分けて、同居人の有無別に全国と比較してみると、男女とも70歳代で同居人がいる人の割合が、全国を上回っています。

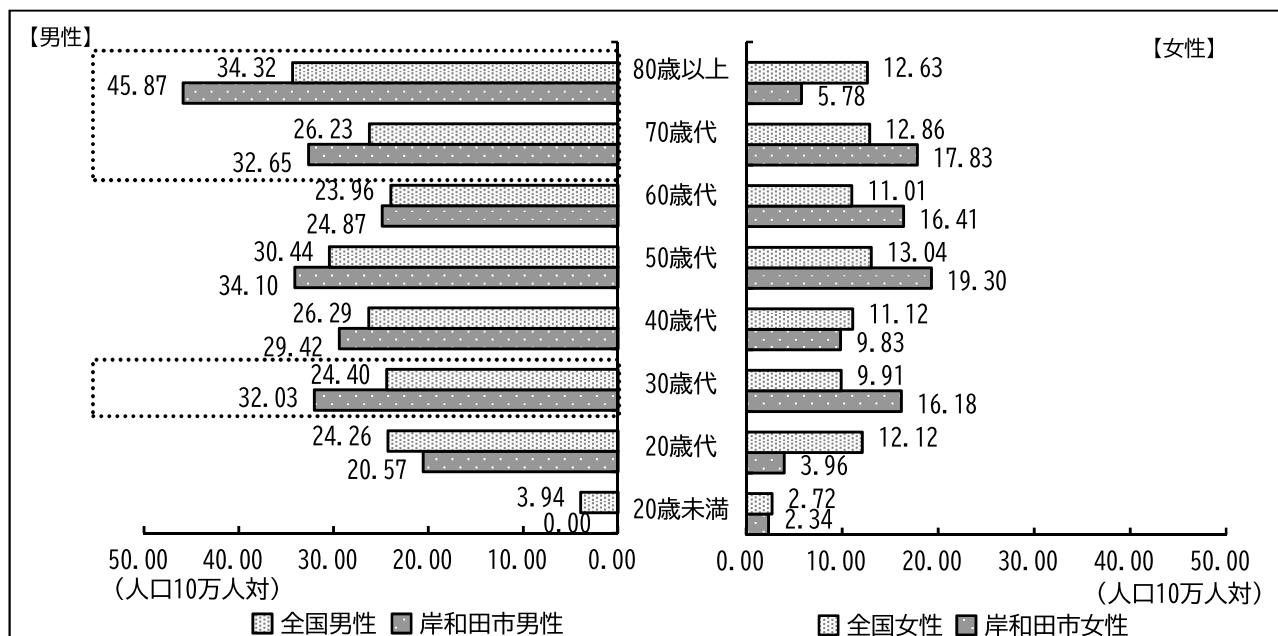
図12 60歳以上の自殺者の年齢別同居人の有無別の内訳（平成30年から令和4年の5年間の累計）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

平成30年から令和4年までの5年間の累計で性・年齢別に自殺死亡率を全国と比較してみると、男性では、20歳未満と20歳代、女性では20歳未満と20歳代のほか40歳代と80歳代以上で全国を下回っているほかは、本市の自殺死亡率が全国を上回っています。特に30歳代及び70歳代以上の男性について、全国を大きく上回っていますが、母数となる人口規模が小さいほど自殺死亡率の増減が大きくなることを認識しておく必要があります。

図13 性・年齢別自殺死亡率（平成30年から令和4年の5年間の累計）



資料：自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

いのち支える自殺対策推進センターによる地域自殺実態プロファイルでは、本市の平成30年から令和4年までの主な自殺の特徴について、性・年代・職業等の特性と、背景にある危機経路を明らかにしています。

ここでの生活状況別の自殺死亡率は、生活背景の違いによる自殺リスクを検討する際の参考資料となるもので、どのような背景がある人の自殺死亡率が高いかが示されています。背景にある自殺の危機経路では、全国的な生活状況別の自殺に多くみられる危機経路が例示されています。

自殺者の多い上位5区分の状況、主な危機経路は、次のとおりです。

表4 本市の自殺者の主な特徴

上位5区分 (自殺者数の多い順)	自殺者数 5年間計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある 主な自殺の危機経路*
1位 男性 60歳以上 無職同居	27人	15.8%	41.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位 男性 40~59歳 有職同居	22人	12.9%	22.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位 女性 60歳以上 無職同居	15人	8.8%	13.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位 男性 60歳以上 無職独居	13人	7.6%	92.5	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位 女性 40~59歳 無職同居	13人	7.6%	21.9	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

* 主な危機経路の例は「自殺実態白書 2013(ライリンク)」を参考にしています。

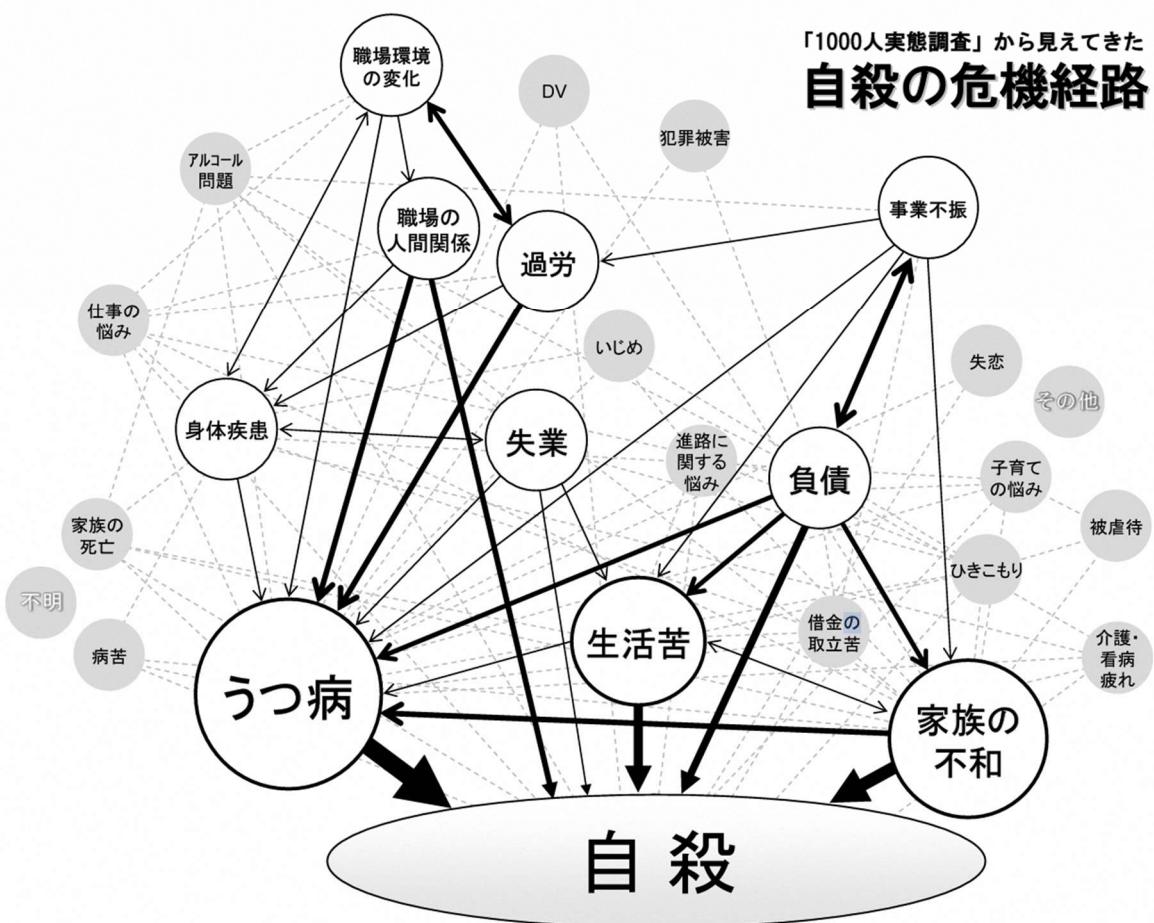
これまでの統計データから、3つの特徴が挙げられます。

- ①高齢者・働く世代・男性の自殺者が全体の多くを占める
- ②自殺者の約7割が、同居人がいる世帯である
- ③大阪府内で子どもや若者世代の自殺未遂者が増加している

【自殺の原因・動機について】

自殺の原因・動機には様々な要因が複雑に絡み合っています。下の図は、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが実施した「自殺実態1000人調査」から見えてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。円の中に自殺に至る要因を表し、円が大きいほど、自殺で亡くなった人自身がその要因を抱えていた頻度が高くなっていることを表しています。矢印は要因の関連性を表し、線が太いほど関連性が強いことを表しています。

自殺の直接的な要因では「うつ病」が大きくなっていますが、そこに至るまでには、様々な要因が複合的に連鎖していることが分かります。一人の人が自殺に追い込まれるまでには、下図に挙げられた要因のうち、平均して4つの要因が複合的に連鎖するといわれています。



資料：「自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク発行）」

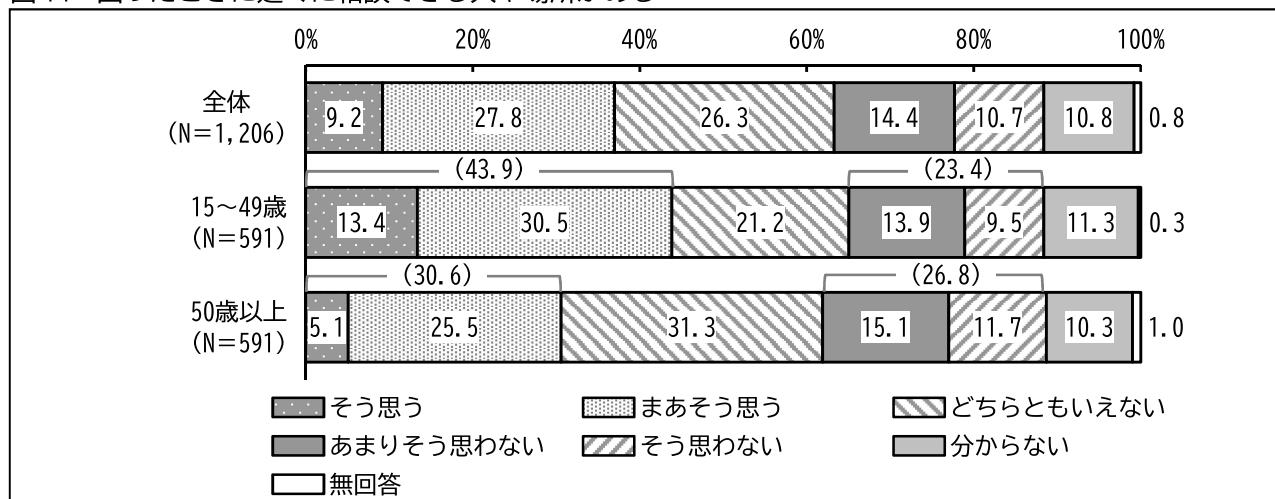
2 | 市民意識調査の結果

市民意識調査は、市内に在住している15歳以上75歳未満の市民を対象に、地域の課題や市が取り組んでいる施策に対する市民意識を調査・分析し、今後の岸和田市のまちづくりの参考資料とするためのものです。ここでは市民意識調査の中から、自殺対策に関連すると考えられる調査結果を抜粋しました。

(1) 困ったときに近くに相談できる人や場所がある

『困ったときに近くに相談できる人や場所がある』の調査結果をみると、『思う』（「そう思う」「まあそう思う」の合計）は、「15～49歳（子育て世代）」が43.9%で、「50歳以上」の30.6%より13.3ポイント上回っています。一方、『思わない』（「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計）は、「15～49歳（子育て世代）」が23.4%で、「50歳以上」の26.8%より3.4ポイント下回っています。

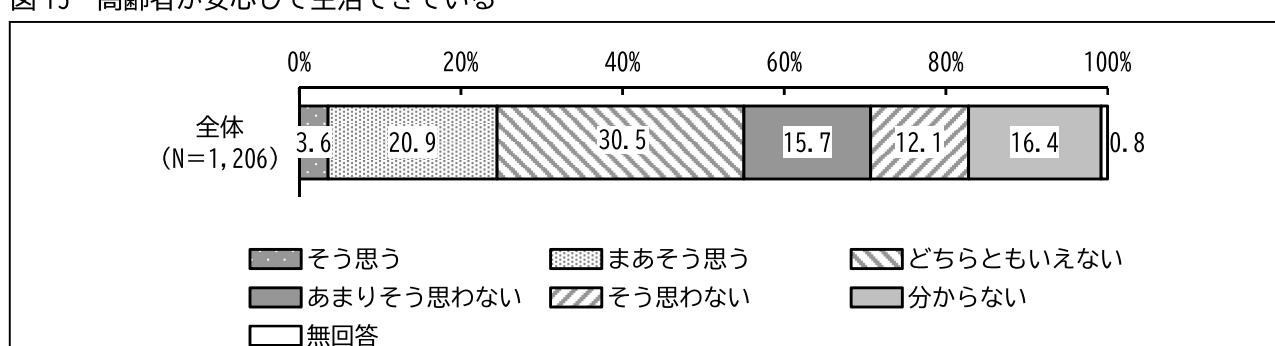
図14 困ったときに近くに相談できる人や場所がある



(2) 高齢者が安心して生活できている

『高齢者が安心して生活できている』の調査結果をみると、『思う』（「そう思う」「まあそう思う」の合計）は24.5%となっています。一方、『思わない』（「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計）は27.8%となっています。

図15 高齢者が安心して生活できている

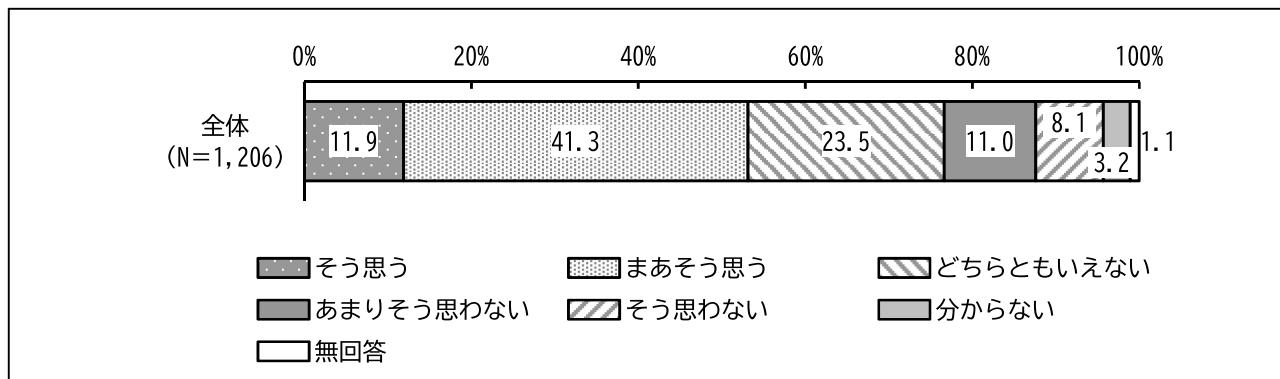


(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れている

『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れている』の調査結果をみると、『思う』（「そう思う」「まあそう思う」の合計）は53.2%となっています。

一方、『思わない』（「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計）は19.1%となっています。

図16 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れている

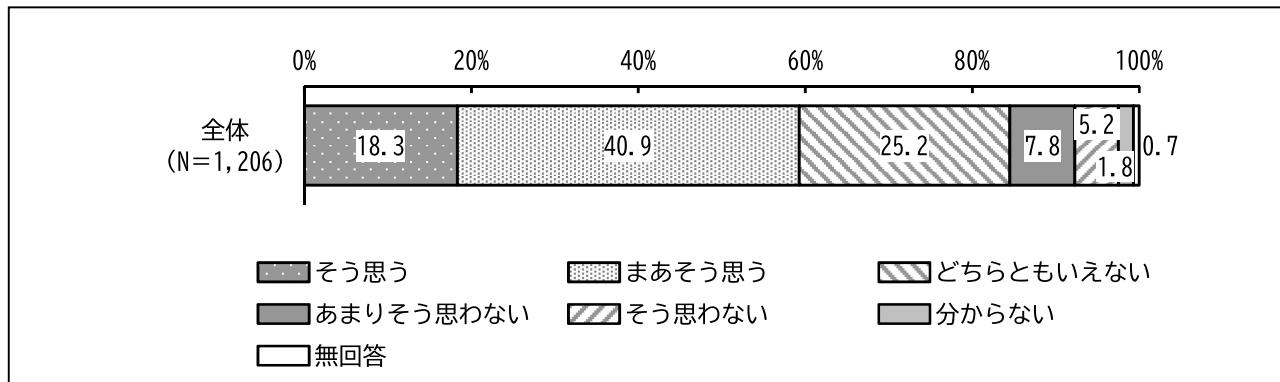


資料：令和5年度岸和田市市民意識調査

(4) 生きがいを感じることがある

『生きがいを感じることがある』の調査結果をみると、『思う』（「そう思う」「まあそう思う」の合計）は59.2%となっています。一方、『思わない』（「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計）は13.0%となっています。

図17 生きがいを感じることがある



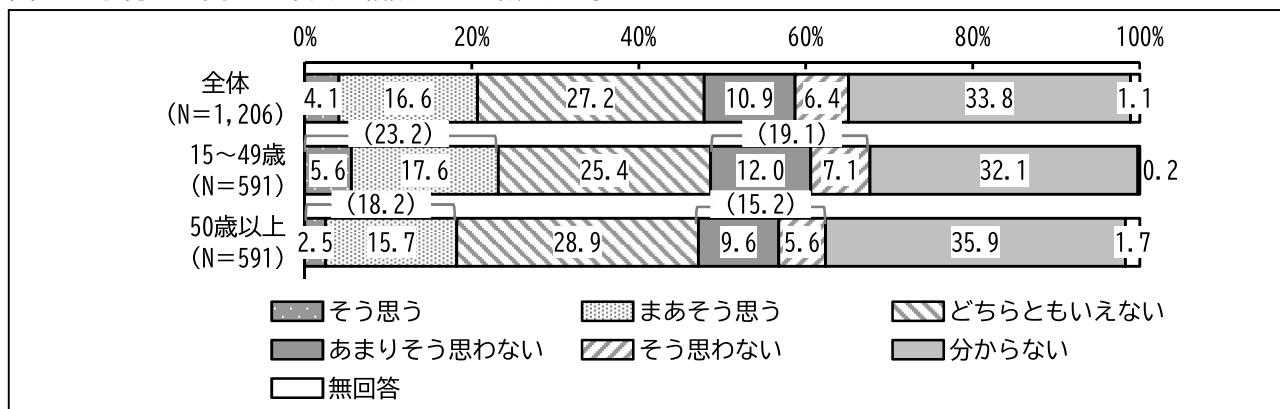
資料：令和5年度岸和田市市民意識調査

(5) 子育てに関する不安を相談できる機会や場がある

『子育てに関する不安を相談できる機会や場がある』の調査結果をみると、『思う』（「そう思う」「まあそう思う」の合計）は、「15～49歳（子育て世代）」が23.2%で、「50歳以上」の18.2%より5.0ポイント上回っています。

一方、『思わない』（「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計）は、「15～49歳（子育て世代）」が19.1%で、「50歳以上」の15.2%より3.9ポイント上回っています。

図18 子育てに関する不安を相談できる機会や場がある



3 | 第1次計画期間における自殺対策関連施策の取組状況

(1) 本市が実施している事業

第1次計画期間に府内各課が自殺対策の視点を加えて実施している事業（「岸和田市いのち支える関連施策」）の取組状況は次のとおりです。

①事業全体の総評価

各年度（令和2～5年度）において「実施した」事業は25%、「実施しなかった」事業は0%で換算し、各年度の合計を総評価としました。169事業中のうち、A評価が116事業であり全体の68.6%、B評価が17事業で全体の10.1%となっています。関連施策は概ね実施できているといえます。

	総評価					計
	A:100%	B:75%	C:50%	D:25%	E:0%	
事業数	116	17	11	12	13	169
割合	68.6%	10.1%	6.5%	7.1%	7.7%	100%

②施策の体系別の総評価

府内各課で実施した事業について、基本施策・重点施策ごとに総評価を見てみると基本施策②「自殺対策を支える人材育成の強化」、基本施策③「市民への啓発と周知」については総評価がB評価からE評価の割合が比較的高く、関連する事業への一層の取組が求められます。

施策	事業数	総評価 B～E 事業数	総評価 B～E の割合
基本施策① 地域における連携とネットワークの強化	11	4	36.4%
基本施策② 自殺対策を支える人材育成の強化	22	13	59.1%
基本施策③ 市民への啓発と周知	25	11	44.0%
基本施策④ 生きることへの促進要因への支援	61	10	16.4%
基本施策⑤ 児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」	3	0	0.0%
重点施策① 高齢者への対策	21	7	33.3%
重点施策② 生活困窮者への対策	18	6	33.3%
重点施策③ 勤務・経営関係の対策	8	2	25.0%

(2) 自殺対策事業の取組

年度	関係機関連絡会議 (※1)	関係機関 ゲートキーパー養成研修	市民向け啓発		対面型相談 (※2)
			講演会	街頭啓発等	
令和2年度	本部会議1回 絆会議1回 (書面開催)	2回(47名) ①市職員(主幹級職員含む)・ 関係機関職員研修 1回目(初級編) ②市職員(主幹級職員含む)・ 関係機関職員 2回目(傾聴編)	—	—	3回 実人数26名 延47名
令和3年度	本部会議1回 絆会議1回 (書面開催)	2回(42名) 市職員(主幹級職員含む)・ 関係機関職員研修 1回目(初級編) ①市職員(主幹級職員含む)・ 関係機関職員 2回目(傾聴編)	—	駅に啓発ポスターを掲示 (※3)	3回 実人数43名 延74名
令和4年度	本部会議1回 絆会議1回	4回(70名) ①市職員(主幹級職員含む)・ 関係機関職員研修 1回目(初級編) ②市職員(主幹級職員含む)・ 関係機関職員 2回目(傾聴編) ③関係団体向け(女性会議) 1回目(初級編) ④関係団体向け(女性会議) 2回目(傾聴編)	講演会 (WEB配信) 1回 「こころを元気にする3つのC」	駅に啓発ポスターを掲示 (※3) 図書館に特設コーナーを設置	3回 実人数33名 延52名
令和5年度	本部会議1回 絆会議1回	2回(78名) ①市職員(主幹級職員含む)・ 関係機関職員研修 1回目(初級編) ②市職員(主幹級職員含む)・ 関係機関職員 2回目(傾聴編)	—	駅に啓発ポスターを掲示 (※3) 図書館に特設コーナーを設置	3回 実人数20名 延28名

(※1) 岸和田市いのち支える自殺対策推進本部会議(本部会議と記載)：令和2年度から開催
岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議(絆会議と記載)：平成22年度から開催

(※2) いのちと暮らしの相談会

(※3) 自殺予防週間(9月10日～16日)：南海電鉄4駅に啓発ポスターを掲示
自殺対策強化月間(3月)：南海電鉄1駅に啓発ポスターを掲示

(再掲) ゲートキーパー養成研修

令和2年度から令和5年度：10回 236名(内、市職員8回 169名) 59名/年
対面型相談

令和2年度から令和5年度：12回 実122名、延201名

(3) 行政における自殺予防対策への認識の現状

第1次計画を策定し、関連事業等による取組を進めていくことで、事業等を通じて計画推進に携わる市職員等に、自殺予防対策に関する認識がどのように浸透しているかを把握するため、職員アンケートを実施し、現状の分析を行いました。

その結果、自殺予防対策として実施する事業のうち「ゲートキーパー養成研修」については、受講者を含め約65%が知っていると答え、一定の認知度はありましたが、実際に受講したことがある人は約19%にとどまっています。

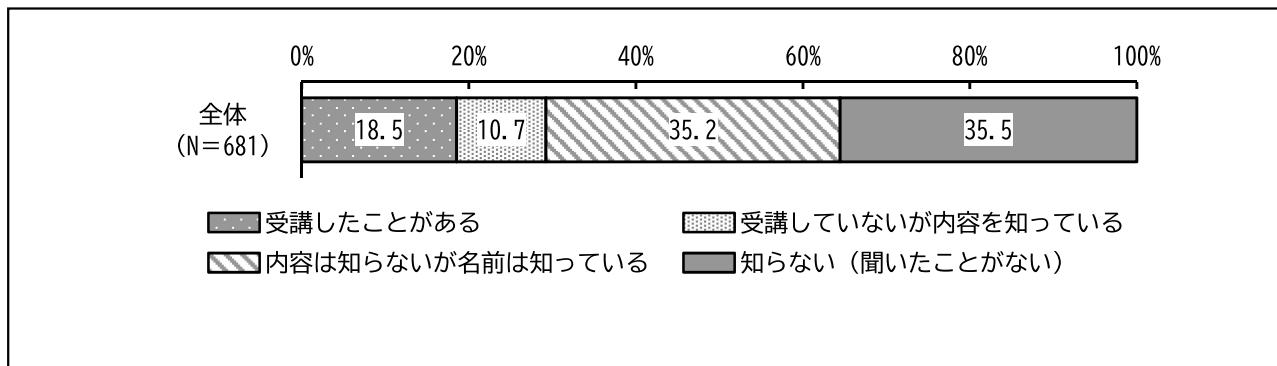
また自殺死亡者を減少させるために必要な取組として、既存の事業内容の一層の周知等のほか、SNS等新たな相談手段を活用した相談体制について、約23%がその必要性を上げています。

結果の詳細については、巻末に資料を掲載しています。

「ゲートキーパー養成研修」の認知状況について

「ゲートキーパー養成研修」の認知状況は、「知らない（聞いたことがない）」の割合が最も高く35.5%となっており、次いで「内容は知らないが名前は知っている」が35.2%となっています。一方で、「受講したことがある」が18.5%、「受講していないが内容を知っている」が10.7%となっています。

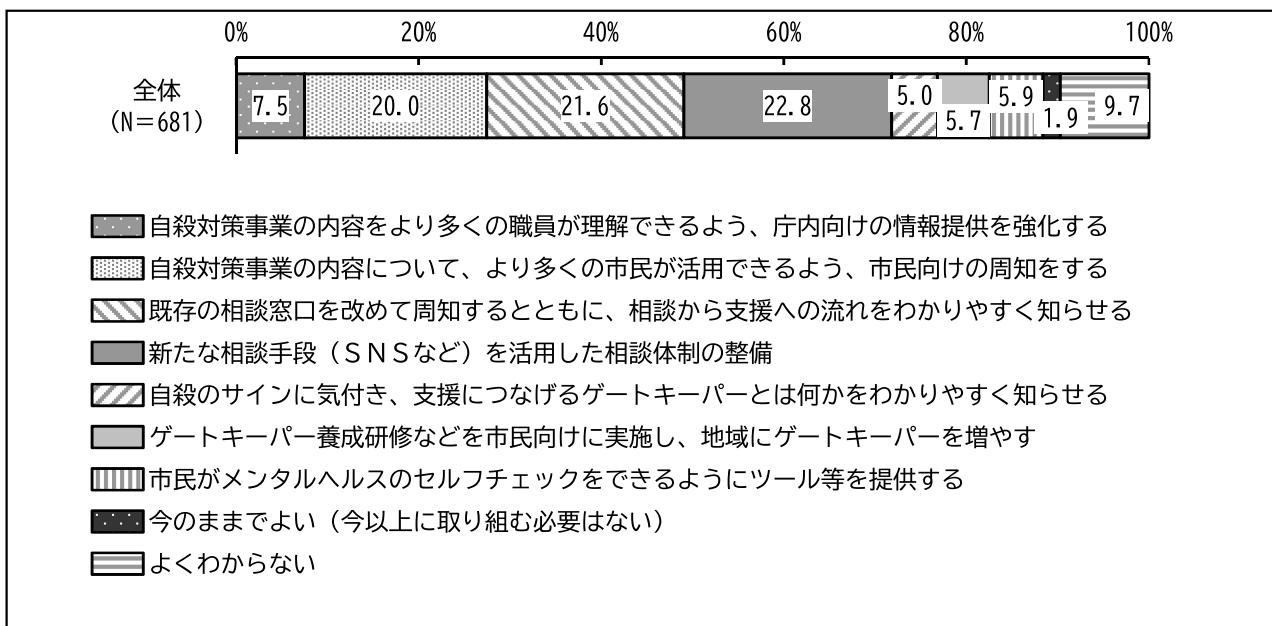
図19 「ゲートキーパー養成研修」の認知状況について



自殺死亡者を減少させるために最も必要な取組について

「新たな相談手段（SNS等）を活用した相談体制の整備」の割合が最も高く22.8%となっており、次いで「既存の相談窓口を改めて周知するとともに、相談から支援への流れをわかりやすく知らせる」が21.6%、「自殺対策事業の内容について、より多くの市民が活用できるよう、市民向けの周知をする」が20.0%となっています。

図20 自殺死亡者を減少させるために最も必要な取組について



資料：職員アンケート（巻末）

【第1次計画期間の自殺対策関連施策の取組状況からみる課題】

- 孤立せず必要なときに必要な相談ができる環境の整備
- より効果的・効率的な市民向けの啓発
- 相談につなぐためのゲートキーパーの養成の強化

4 | 第1次計画の目標の達成状況

大綱における国の数値目標は、令和8年までに（令和7年の）自殺死亡率を、平成27年の18.5と比べて、30%以上減少させる（13.0以下にする）こととされています。

本市の自殺対策が最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現ですが、当面の目標として、平成30年から令和4年の自殺死亡率の平均が、平成25年から平成29年の平均に比べて減少することを目標としました。

結果として平均の自殺死亡率は、1.53の増加、自殺者数は、2.0人増加し、目標は達成されていません。大綱にも記載のあるように、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより令和2年、令和3年の自殺者数が増加したことが一つの原因であると考えられます。

基準年	平成25年～平成29年平均	平成30年～令和4年平均
自殺死亡率 (人口10万人対)	16.1	17.63
自殺者数(人)	32.2人	34.2人

5 | 取り組むべき対策

統計からみた岸和田市の特徴や、第1次計画期間における自殺対策関連施策の取組状況を踏まえ、今後取り組むべき対策を次のようにまとめました。

(1) 自殺者数が多い年齢層（高齢者・働く世代）への対策

本市の年齢別自殺者数をみると、30歳代では平成25年から平成29年までの13人に比べ、令和元年から令和5年までが23人と増加、50歳代では28人から33人に増加しています。働く世代は仕事上のストレス等職場の勤務問題に加え、家事・育児・介護等の家庭問題も抱えやすい年代であり、多様な問題に対応できる相談体制の整備が必要です。

また、本市の令和元年から令和5年までの年齢別自殺者数をみると、60歳以上で全体の40%を占めており、本市の平成30年から令和4年までの年齢別自殺死亡率をみると、特に70歳以上の男性において国を大きく上回っています。高齢者は健康問題や介護、生活困窮等複数の課題を抱えやすい年代であり、相談支援や見守り等の自殺対策を進めていくことが必要です。

(2) 自殺未遂者が増加している年齢層（子ども・若者世代）に重点をおいた対策

全国の年齢階級別死因の状況を見ると、令和4年では、10～14歳でも自殺が死因の第1位となりました。人口10万人当たりの自殺死亡率を平成30年と令和4年で比較すると、20～24歳で3.8ポイントと最も増加率が高く、次いで15～19歳が3.5ポイントと高い増加率であることが分かります。

本市の令和4年の年齢別自殺者数を見ると20歳未満が最も自殺者数の少ない年齢層で、20歳代がこれに次いで少なくなっていますが、自殺未遂者相談支援事業の若年層での実施件数の増加や全国の若年層の自殺の状況から、本市においても子どもや若者の自殺対策を一層充実し、今後に備えることが必要です。

(3) 孤立せず必要なときに必要な相談ができる環境整備の促進

本市の年齢別自殺死亡率は、60歳代、70歳代で全国より高くなっています。また、自殺者の同居人の有無をみると、全体の71%は同居人ありとなっており、同居人がいても自殺に追い込まれていることがわかります。

さらに、市民意識調査からは、困ったときに近くに相談できる人や場所がないと思っている市民が25.1%となっています。高齢になるにつれ、地域や家族とのつながりが希薄になり、孤立していく人が多くなることも考えられるため、市民が孤立せずに、必要なときに必要な相談ができる環境整備を促進していくことが必要です。

(4) 相談につなぐためのゲートキーパーの養成の強化

自殺を考えている人の変化を、周囲の人が気付き、相談支援の窓口となる関係機関につなげることは、大切な自殺予防対策の一つです。

職員アンケートの結果を見ると、ゲートキーパー養成研修について、その内容を知っている人は、受講者を含め、回答者の30%にとどまっていることが分かります。市職員のゲートキーパー養成研修の受講を一層促すとともに、関係機関や市民に向けては、ゲートキーパーについて広く知っていただけるよう研修機会の提供やその役割についての広報・周知を進めていくことが必要です。

第3章 計画の目指すもの

1 | 基本理念

本市では、大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、第1次計画の基本理念を継承し、『誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地の良い社会」の実現』とし、自殺対策に向けた各種取組を関係機関と連携し推進していきます。

誰も自殺に追い込まれることのない 「生き心地の良い社会」の実現

また、第2次計画及びこれに基づく本市の自殺対策施策は、大綱に示された「基本認識」や「基本方針」を基に、本市の地域特性やこれまでの取組等を踏まえて策定・推進していきます。

2 | 基本認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができるからです。

自殺行動に至った人の直前のこころの健康状態を見ると大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、正常な判断を行うことができない状態になっていることが明らかになっていると大綱では示されています。

このように、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。

(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

大綱に基づき国、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とで自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となりました。しかし、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

男性、特に中高年男性が自殺者の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したこと等により、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回りました。令和3年の総数は令和2年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となりました。また、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれています。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人の関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じ今後の影響も懸念されます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、その影響について確定的なことは分かっていません。引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の自殺への影響について情報収集・分析を行う必要があります。

(4) 地域レベルの実践的な取組をP D C Aサイクルを通じて推進する

基本法では、地方公共団体は、大綱や地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされています。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、地方公共団体を自殺の地域特性ごとに類型化し、実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、地方公共団体が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとしています。自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なP D C Aサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組です。

3 | 基本方針

国は、大綱において、次の6つの自殺対策の基本方針を挙げています。本市においても第2次計画の基本理念の実現を目指して、この6つの基本方針を踏まえつつ各種取組を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援

自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、共通認識となっています。経済問題、健康問題、家庭問題等、自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。また、健康問題や家庭問題等の個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療等、社会的な支援により解決できる場合もあります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として展開します。

また、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなると言われています。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

(2) 関連分野の有機的な連携の強化

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

制度の狭間にいる人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人等を地域において早期に発見し、支援していくため、属性を問わない相談支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」等の取組との連携や、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行う等の「生活困窮者自立支援制度」との連携が重要です。

(3) 対応のレベルに応じた対策の効果的な連動

個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携等の「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備に関わる「社会制度のレベル」といった

段階に応じた対策を効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等の自殺の危険性が低い段階で対応を行う「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「自殺発生の危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等に支援を行う「事後対応」、のそれぞれの段階において自殺対策に係る個別の施策を講じます。

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、誰にどうやって助けを求めるか具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、辛いときや苦しいときには助けを求めてよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）の推進、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。

問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力を身につけることにもつながると考えられます。

（4）実践と啓発を両輪とした推進

自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題です。危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行います。

精神疾患や精神科医療に対する偏見から、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくありません。特に、自殺者が多い中高年男性は、相談することへの心理的な抵抗から問題が深刻化しやすいと言われています。身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気付き、必要な支援につなげるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいきます。

（5）関係機関等の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係機関、民間団体、企業、国民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが必要です。地域においては、地方公共団体、及び関係機関とのネットワーク化を推進し、必要な情報の共有を進めます。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本法第9条に規定されているように、自殺者、自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。自殺対策に関わるすべての人が、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

4 | 計画の目標

本市の自殺対策では、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地の良い社会」の実現を目指し、計画に基づき取組を積み重ねていきます。第2次計画では、当面の取組の効果を測る目安として、第1次計画の目標を引継ぎ、現状（平成30年～平成4年の平均）の自殺死亡率17.63・自殺者数34.2人が、令和5年から令和9年の平均では、自殺死亡率16.1未満・自殺者数32.2人未満になること目標とします。

基準年	平成25年～平成29年平均	平成30年～令和4年平均
自殺死亡率 (人口10万人対)	16.1	17.63
自殺者数(人)	32.2人	34.2人

→

令和5年～令和9年平均
16.1未満
32.2人未満

自殺者数：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

自殺死亡率：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

第4章 本市が取り組むべき施策

1 | 施策の概要

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている、「基本施策」と、本市における自殺の現状と課題を踏まえて取り組む、「重点施策」で構成されています。

第2次計画においては、第1次計画の「基本施策」、「重点施策」を引き継ぎつつ、大綱に「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」が加えられたこと、また本市の課題も踏まえ、「子どものうちにSOSを発信できるための教育の推進」を基本施策から重点施策に移行させ、一層の取組をすすめます。

巻末には、基本施策と重点施策ごとに「いのち支える関連施策一覧」を掲載しています。

(1) 基本施策

基本施策は地域における自殺の状況如何に関わらず、あらゆる地域の住民がそれらの取組を通じた支援を受けられるよう、基本法の趣旨を踏まえて、すべての地方公共団体で実施されるべき施策として定められたものです。

(2) 重点施策

重点施策は大綱において示される「当面の重点施策」ならびに、各地域における自殺の実態や実情等を踏まえつつ、それぞれの地方公共団体において特に力を入れて取り組むべき施策の内容を示したもので。本市においては自殺のハイリスク群である「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営関係」とともに、「子ども」についても「子どものうちにSOSを発信できるための教育の推進」を重点施策とし、特に焦点を絞った取組を行っていきます。

【計画の体系図】

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地の良い社会」の実現

- (1) 生きることの包括的な支援
- (2) 関連分野の有機的な連携の強化
- (3) 対応のレベルに応じた対策の効果的な運動
- (4) 実践と啓発を両輪とした推進
- (5) 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本方針

いのち支える
自殺対策施策

I 基本施策

- 1 地域における連携とネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材育成の強化
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援

II 重点施策

- 1 高齢者への対策
- 2 生活困窮者への対策
- 3 勤務・経営関係の対策
- 4 子どものうちにSOSを発信できるための教育の推進

(3) いのち支える自殺対策施策（体系）

基本理念	施策	施策項目
誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地の良い社会」の実現	基本施策1 地域における連携とネットワークの強化	(1) 相談しやすい窓口、体制の充実
		(2) 関係機関が自殺対策を理解して連携する
	基本施策2 自殺対策を支える人材育成の強化	(1) 市職員、関係機関の様々な職種を対象とするゲートキーパー養成研修の実施
		(2) 市民や、地域各種団体へのゲートキーパー養成研修の実施
		(3) 専門職のスキルアップを目指した研修の実施
		(4) 支援者支援の推進
	基本施策3 市民への啓発と周知	(1) 「生きるための支援」に関する情報の発信
		(2) リーフレットやホームページ等を活用した周知方法の充実
		(3) こころとからだの健康づくりについての啓発
	基本施策4 生きることへの促進要因への支援	(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
		(2) 子どもや家族に対する教育・相談体制の充実と安心できる居場所づくり
		(3) 若年層に対する相談支援
		(4) 自殺未遂者と家族への支援
		(5) 遺された人への支援
		(6) こころとからだの健康づくりの推進
		(7) 生きがいづくりへの支援
	重点施策1 高齢者への対策	(1) 高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の充実
		(2) 高齢者支援に携わる人材の養成
		(3) 高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの推進
	重点施策2 生活困窮者への対策	(1) 生活困窮者自立相談支援事業との連動
		(2) 生活困窮者に対する生きる支援の推進と連携の強化
		(3) 生活困窮者支援に携わる人材の養成
	重点施策3 勤務・経営関係の対策	(1) 労働問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化
		(2) 働く世代のこころとからだの健康づくりの普及啓発
		(3) 働く世代の生きがいづくりへの支援
	重点施策4 子どものうちにSOSを発信できるための教育の推進	(1) いのちの大切さを学び自己肯定感を高めるような教育の実施
		(2) 困難やストレスへの対処方法を知り、SOSを発信するための教育の実施
		(3) SOSを受け止める側の支援体制の充実

2 | 施策ごとの目標と事業内容

第1次計画での分析を基に施策ごとの目標(以下、「評価指標」という)を設定しました。第2次計画では計画の目標(P31)の達成に加えて、施策ごとに目標値が達成されたかについても評価を行います。

「いのち支える自殺対策施策」は、本市が市政の様々な分野で行っている事業について、「いのち支える自殺対策」の視点を加え施策項目ごとに体系づけて整理したものです。基本施策と重点施策のどちらにも当てはまるものについては、今後より一層充実すべき施策として「重点施策」に整理しています。

基本施策1 地域における連携とネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、生きづらさを抱えている人を支援につなげるネットワークが地域の中に整っていることや、そのためにそれぞれの関係機関が連携していることが必要です。

国、地方公共団体、関係機関、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進するために、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組を構築します。

また、各関係機関が参加する「いのちをつなぐ絆ネットワーク会議」を定期的に行い、自殺対策の具体的な連携を図る機会としていきます。

【評価指標】

評価指標の具体的な内容	令和5年度 現状値	令和10年度 目標値
岸和田市いのち支える自殺対策推進本部会議の開催回数	1回/年度	1回/年度
岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議の開催回数	1回/年度	1回/年度

(1) 相談しやすい窓口、体制の充実

庁内各部署や関係機関の相談窓口が、相談者の包括的な支援の入り口になれるよう、体制を整えていきます。

内容	担当課
毎年度作成している「重点事業・事務事業一覧」に一体化させた岸和田版総合戦略体系下の事業一覧において、「自殺予防対策事業」を総合戦略目標「ひとが集い、誰もが安心して暮らせるまちの実現」の施策「安心して暮らすことができる取組の推進」における主な内容「心身の健康の確保」に関連する事務事業として記載します。	企画課

第4章 本市が取り組むべき施策

内容	担当課
悩んでいる人がスムーズに相談できるように「相談窓口カード」を作成します。 また、職員が市民からの相談に対し、必要な相談窓口を案内できるよう相談先一覧を作成し、関係各課・関係機関に配架を依頼します。	健康推進課

（2）関係機関が自殺対策を理解して連携する

庁内各部署や関係機関が、自殺対策の視点を常にもって事業を展開し、連携を図れるよう必要な取組を進めます。

内容	担当課
町会や自治会に地域のネットワーク作りの大切さを伝えます。	自治振興課
地域防災計画修正時に、被災者のメンタルヘルスについて、対策の重要性や施策等を記載します。	危機管理課
社会福祉協議会が行う地域の見守り活動を推進します。	福祉政策課
民生委員児童委員の研修等で、本市の自殺の現状や取組について報告し、地域の見守りを推進します。	福祉政策課
障害者等の権利擁護のために必要な相談支援の基幹となる相談支援センターを運営します。	障害者支援課
自殺対策推進本部会議を開催し、自殺対策計画の進捗管理を行うとともに、効果的に自殺対策に関する情報を発信し、自殺対策を全庁的に推進します。	健康推進課
いのちをつなぐ絆ネットワーク会議を開催し、自殺の現状・対策に関する情報を共有することで、関係機関で自殺対策を推進します。	健康推進課
子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させ、妊産婦や子育て世帯への支援を強化します。	子育て支援課

基本施策2 自殺対策を支える人材育成の強化

自殺に関する正しい知識を持つことで、自殺の危険を示すサインにいち早く気付き、適切に対応できるよう、「ゲートキーパー」の役割を持つ人材の育成を図ります。

地域の協力をいただきながら、行政と関係機関や団体が連携し、自殺に関する正しい知識をもって適切な支援につなぐことができる人材として、市職員をはじめとした様々な関係機関等の職員のスキルアップを進めます。

また、市民一人ひとりが「ゲートキーパー」として、周囲の人の悩みに気付いて声をかけることができるよう意識を醸成していきます。

【評価指標】

評価指標の具体的な内容	令和5年度 現状値	令和10年度 目標値
職員、関係機関、団体に向けたゲートキーパー養成研修の参加者数	延 78 人/年度	延 90 人/年度
市民を対象としたゲートキーパー養成研修の参加者数	実施なし	延 50 人/年度

(1) 市職員、関係機関の様々な職種を対象とするゲートキーパー養成研修の実施

市職員をはじめとした様々な関係機関等の職員に対し、ゲートキーパー養成研修を実施し、正しい知識を持って、適切な相談窓口へつなぐ等、自殺予防につながる対応ができるよう図ります。

内容	担当課
職員研修（特に新任と管理職昇任）の1コマに、自殺対策に関する研修を導入し、全庁的に自殺対策を推進します。自殺対策に関する職員研修を実施することで職員の意識変革を促し、全庁的に自殺対策を推進します。	人事課
コミュニティソーシャルワーカーにゲートキーパー養成研修を案内します。	福祉政策課
職員をはじめ、関係機関等の様々な職種を対象に、ゲートキーパー養成研修を実施し、実践的な対応に向けてスキルアップを図ります。	健康推進課

(2) 市民や、地域各種団体へのゲートキーパー養成研修の実施

地域住民の身近な相談相手である民生委員児童委員等地域の各種団体に向けて、ゲートキーパー養成研修を実施することで、地域においても、自殺の危険を示すサインを見逃さず、いち早く支援に結びつけることができる人材育成を図ります。

内容	担当課
男女共同参画推進団体にゲートキーパー養成研修を案内します。	人権・男女共同参画課
岸和田地区保護司会にゲートキーパー養成研修等を案内します。	福祉政策課
岸和田地区更生保護女性会にゲートキーパー養成研修を案内します。	福祉政策課
市民を対象に、ゲートキーパー養成研修等を実施します。	健康推進課

(3) 専門職のスキルアップを目指した研修の実施

関係職種から自殺予防に関する相談を受ける立場にあり、より専門的な知識が求められる職員等の、技術や対応方法のスキルアップを目的とする研修等を実施します。

内容	担当課
子どもサポートルームのスタッフがゲートキーパー養成研修を受講し、自殺リスクの把握と対応について理解を深め、不登校児童生徒の支援の拡充につなげます。	学校教育課
医療機関研修の中で医師、看護師、その他コメディカルが自殺企図者に対する接し方、表現方法等を理解することで救急搬送時の対応を学びます。対応する職員が専門医（精神科）の講義を受講し、理解を深めます。	消防本部警備課

(4) 支援者支援の推進

自殺対策に関わる職種同士の交流や、こころの健康を保つための対策等、支援者の支援を推進します。

内容	担当課
市民と接する職員の、心身面の健康の維持増進を図ります。	人事課
教職員にストレスチェックを実施し、その結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員を支援します。	教育総務部総務課
教職員の健康管理を通じて、児童生徒の支援者である教職員を支援します。	教育総務部総務課
教職員の長時間労働の原因となる業務の見直しを推進し、教職員のケアをすることで、児童生徒の支援者である教職員を支援します。	教育総務部総務課

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡みあい理解されにくい現状があります。

危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることで、「誰かに助けを求めることが適当である」ということが社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発活動を推進します。

また、社会における様々な生きづらさにも柔軟な姿勢で向き合えるよう、市民自らが、こころとからだの健康づくりについて正しい知識を身につけるとともに、不調に気付き、周囲の人に助けを求めていることを適切に表現できるよう啓発を図ります。

【評価指標】

評価指標の具体的な内容	令和5年度 現状値	令和10年度 目標値
悩んだときの相談窓口カードの関係課・関係機関への配布数（上段）・配架箇所数（下段）	8,500部/年度 77箇所/年度	9,000部/年度 増加
自殺予防に関する広報活動の実施回数（広報・動画モニター・ホームページ・SNS・他）	9回/年度	15回/年度
出前講座メニューの中にある健康づくりに関する講座数	47講座/年度	現状維持

(1) 「生きるための支援」に関する情報の発信

自殺対策に関する理解を広げるために、各種講演会やイベント等で啓発活動を行います。

内容	担当課
各種講演会等を通じ、消費生活に関する啓発をします。	自治振興課
人権意識を高めるための講演会を実施します。	人権・男女共同参画課
講座等でDV防止について啓発し、DVに関する相談機関の情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
総合防災マップに命や暮らしに関する様々な情報を、各種相談一覧として掲載します。	危機管理課

(2) リーフレットやホームページ等を活用した周知方法の充実

様々な機会を通じて、いのちをつなぐ絆ネットワーク会議で作成した悩んだときの相談窓口カードや相談窓口が書かれたリーフレット・チラシ等を配布し、周知します。

また、インターネットを活用し、自殺予防に関する正しい知識や相談窓口情報等の普及に努めます。

内容	担当課
情報公開コーナーにおいて、リーフレット等を配架し、市民に情報提供を行います。	広報広聴課

第4章 本市が取り組むべき施策

内容	担当課
広報きしわだや市ホームページ、各種SNSを活用し、各種支援や相談窓口情報を周知し、市民に情報提供を行います。	広報広聴課
自殺対策に関する具体的な取組があれば報道提供資料等でマスメディアへ情報提供を行います。	広報広聴課
健康推進課と連携し、自殺対策や生きることへの促進要因への支援について、リーフレット等の配架を行い、市民に情報提供を行います。	市民課
健康推進課と連携し、リーフレット等を配架します。	各市民センター
男女共同参画に関する啓発イベントや講座で、悩んだときの相談窓口カードを配布します。	人権・男女共同参画課
様々な人権課題に関する啓発記事とともに相談窓口を周知します。	人権・男女共同参画課
自殺予防週間及び自殺対策強化月間にて、広報きしわだに自殺対策に関する情報を掲載します。また、様々な場所に自殺対策や生きることへの促進要因への支援について、ポスター掲示やリーフレット等の配架を行い、市民に情報提供を行います。	健康推進課
相談窓口カードや、相談窓口が書かれたリーフレット等を配架し、情報提供を行います。	文化国際課
火災予防運動等の広報スペースに自殺対策のリーフレットを配架し、啓発に努めます。	消防本部予防課

(3) こころとからだの健康づくりについての啓発

こころとからだの健康づくりの正しい情報を周知し市民の健康意識が高まるよう努めます。自殺や精神疾患に対する偏見にとらわれず、自殺の危険を示すサインやサインに気付いたときの対応方法等について学ぶことができるよう市民の理解を促します。

内容	担当課
岸和田市の健康課題である心疾患について、その予防や重症化予防のための取組として、健康教室等を通じて、食生活や運動等の生活習慣について正しい知識の普及啓発を図り、健康寿命の延伸を目指します。	健康推進課
ウエルエージングきしわだPRイベントの開催や健康づくりのためのチラシを作成し配布する等して、こころとからだの健康づくりを普及啓発します。	健康推進課
出前講座の中に健康づくりに関する講座メニューを設けます。	生涯学習課
総合体育館、中央体育館及び運動広場等における各種運動教室の実施により、継続して運動するきっかけを作ることで、体力の維持向上や健康な心身により生きる活力を育むよう支援します。	スポーツ振興課

基本施策4 生きることへの促進要因への支援

大綱では、自殺リスクが高まるのは、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることへの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の「生きることへの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときとされています。

こころとからだの健康づくりや、生きがいのある生活を送るための取組を進めるとともに、これと並行して、自殺リスクを抱える人が適切な支援を受けられるよう取組を進めることで、社会全体の自殺のリスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進します。

【評価指標】

評価指標の具体的な内容	令和5年度 現状値	令和10年度 目標値
いのちと暮らしの相談会の開催回数	3回/年度	3回/年度
公民館等で実施している講座数	206 講座/年度	増加
自殺リスクを抱えている方（自死遺族向け、アルコール依存症、薬物依存症等）に関するリーフレットの設置箇所数	2箇所/年度	増加

（1）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

自殺リスクを抱える人が利用できる相談窓口の設置を推進します。また、相談者やその家族に必要な情報提供をし、本人の希望や必要に応じて専門機関や庁内各部署との連携や情報共有を図ります。

内容	担当課
各種相談に対応し、必要に応じて専門機関につなぎます。	広報広聴課
家庭や生活上の問題解決のための各種相談（総合相談、DV（配偶者等からの暴力）相談、女性のための法律相談）を実施し、必要に応じて専門機関につなぎます。	人権・男女共同参画課
電話や面談による人権相談を実施します。	人権・男女共同参画課
障害があることで受ける差別の解消に向け、電話や面談による相談を実施します。	人権・男女共同参画課 障害者支援課
DV相談（電話・面談・法律）、DV被害者の安全確保及び自立支援を実施します。	人権・男女共同参画課

内容	担当課
住民から公害に関する相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図ります。また、住民による訴えの背景に、こころの不調があると考えられる場合は、様々な困り事や心配事の相談先が記載された相談窓口カードを配布します。	環境保全課
地域の福祉に関する総合相談窓口を設置し、必要な支援を実施します。	福祉政策課
地域での相談窓口として身近な存在である民生委員児童委員が、本人や家族等からの相談に対応し、必要に応じて専門機関につなぎます。	福祉政策課
福祉総合センターにおける事業（指定管理者が実施する事業を除く）を円滑に運営することにより、市民福祉の向上を図ります。	福祉政策課
障害者（児）及びその家族等からの相談に対応し、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用案内を実施するとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。	障害者支援課
障害者虐待防止センターとして、虐待への対応を糸口に、当人や家族等、養護者を支援します。	障害者支援課
保健師、栄養士、歯科衛生士等による健康相談を実施し、必要に応じて専門機関につなぎます。	健康推進課
健康推進課の事業で、必要時、様々な困り事や心配事を相談できる相談窓口カード等を配布します。	健康推進課
覚せい剤等薬物乱用防止、アルコール健康障害及び依存症に関する啓発を行います。また、相談があった場合は、必要に応じて専門機関につなぎます。	健康推進課
健診結果説明や特定保健指導の実施時に、心身の健康問題を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	健康保険課 健康推進課
各種申請受付の際に、心身の健康問題等を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	健康保険課
窓口や電話応対にあたる職員が心身の健康問題を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	健康保険課
保健指導等の機会に、心身の健康問題を把握した場合、必要に応じて専門機関へつなぎます。	健康保険課
ファミリー・サポート事業利用者から相談を受けた際、必要に応じて専門機関につなぎます。	子育て支援課
障害のある児童がいる保護者への相談支援を行い、育児負担の軽減を図ります。	子育て支援課

内容	担当課
母子家庭で必要な場合は母子生活支援施設に入所を促し、子育ての不安を解消する環境を提供します。	子育て支援課
いじめ問題対策連絡協議会を通じていじめ防止等に関する対策を講じることで、心身の健全な成長を促し、生きることへの阻害要因を減らすことを図ります。	子育て支援課
母子健康手帳交付時、保健師や助産師による面接を行い、必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。相談機関一覧を配布し、相談窓口を啓発します。	子ども家庭課
妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診結果により支援が必要な人に電話や面接等を行い、必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	子ども家庭課
妊産婦・乳幼児を対象に保健師、助産師等が家庭訪問し、健康状態の確認や保健指導、相談にて健康の保持増進を図り、育児不安を軽減できるように支援します。 産後うつスクリーニングテストを実施し、必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	子ども家庭課
妊産婦・乳幼児の家族を対象に、保健師、助産師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士、保育士等専門職による健康相談、育児相談や発達相談員による発達相談を実施します。必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	子ども家庭課
子育てに不安や困難を感じる親に対してカウンセラーによる相談を実施し、育児不安を軽減できるよう支援します。必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	子ども家庭課
子育て（0-18歳未満の児童）についての相談支援を実施し、必要に応じて専門機関につなぎます。	子ども家庭課
すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、一貫して身近に相談できる伴走型相談支援と経済的支援を一体とした事業を実施することで、支援が必要な人に面接や電話、訪問を行い、必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	子ども家庭課
産後の不安定な時期にある産婦の育児不安や心身の不調に対する支援を産科医療機関等の利用施設で実施します。また、必要に応じて利用施設や専門機関と連携して、継続的に支援します。	子ども家庭課

(2) 子どもや家族に対する教育・相談体制の充実と安心できる居場所づくり

保育施設や、小中学校等の教育機関が中心となり、相談の充実を図ります。

内容	担当課
放課後に保育をする児童に適切な遊び及び生活の場を提供するため、家庭機能の補完と生活指導を実施します。	子育て支援課
保育所入所等に関する相談（窓口、電話）と、保育所に関する情報提供を行います。	子育て施設課
児童の遊び場と保護者の交流の場を提供し、育児不安の軽減を図ります。	子育て施設課
不登校児童生徒の居場所として「子どもサポートルームエスパル」の充実を図ります。また、児童生徒やその保護者からの相談を、指導員やカウンセラー、精神科医等がサポートします。	学校教育課
教育相談に訪れた保護者に必要に応じてリーフレットを配布し、相談先の情報提供を行います。	学校教育課
学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」を提供します。	郷土文化課
心身の健康に心配のある市民や学校に行きづらいと思っている子どもたちのレファレンス（相談）に応じます。	図書館

(3) 若年層に対する相談支援

若年層が抱える問題（就労、人間関係、ひきこもり、経済的困難等）に対し、相談窓口の周知や関係機関の連携を推進します。

内容	担当課
若年者の様々な悩みに対し、関係機関と連携し支援します。	人権・男女共同参画課 福祉政策課
障害がある若年者の様々な悩みに対し、関係機関と連携し支援します。	障害者支援課

(4) 自殺未遂者と家族への支援

自殺未遂歴のある自殺者の割合は、自殺者全体の約 17.1% を占めており、自殺企図を繰り返さないための取組が重要です。関係機関（保健所、警察署等）と連携し、適切で継続的な支援を行うとともに、医療従事者等支援者に対する研修を通じて、自殺未遂者とその家族への支援を充実します。

内容	担当課
搬送症例に対し、対応に問題がないか検証を実施し各救急隊員へのフィードバックを実施します。	消防本部警備課

(5) 遺された人への支援

本市の自殺者の多くは家族と同居している現状がありますが、身近な人の自殺が、周囲の人たちに深刻な影響を与えるとも言われています。遺族は心身の問題や、福祉、経済、法律等に関わる多様な問題を複合的に抱える可能性が高いため、早期からの適切な支援、情報提供を推進します。

内容	担当課
ご遺族に死亡届出後に必要となる手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を配布し、専門家による相談先等を周知します。	市民課
自死遺族支援の情報を周知します。	人権・男女共同参画課 福祉政策課 健康推進課

(6) こころとからだの健康づくりの推進

子どもから高齢者までそれぞれのライフステージにあわせた健康づくりの情報を周知し、日ごろから自分と家族のこころとからだの健康づくりを意識して生活できるように各種事業を通じて支援します。また、必要に応じて適切な医療機関や専門機関につなぎます。

内容	担当課
食生活改善推進員の養成を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指します。	健康推進課
健康づくりの一環として特定健康診査の受診率向上のため、受診勧奨を実施します。	健康保険課
パパママ教室等で妊娠中の健康の保持増進を図り、産後の育児支援につなぎます。必要に応じて専門機関につなぐとともに継続的に支援します。相談機関一覧を配布し、相談窓口を啓発します。	子ども家庭課
専門職（助産師・保健師・看護師・保育士）が生後2か月頃の児を対象に全戸訪問を行い、産後のおからだについてや育児相談、育児情報を提供します。訪問の結果から支援が必要な家庭には個々に対応し、必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	子ども家庭課
乳幼児の健康状態、成長発達の確認や子育てについてのアドバイスを行い、健康の保持増進、健全育成を図るとともに、育児不安を軽減できるよう支援します。必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	子ども家庭課
乳幼児の家族を対象に育児に関する教室等を行い、育児不安を軽減できるよう支援します。必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	子ども家庭課

(7) 生きがいづくりへの支援

生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱えるおそれのある人だけでなく、地域全体で生きがいづくりを推進することができるよう、既存のサロン等の周知に努めるとともに、各世代の居場所づくりに努めます。

内容	担当課
子育てや障害者理解に関連する幅広い様々な講座を実施し、共有できる場や交流できる場を設けます。	各市民センター
幅広い様々な講座を実施し、共有できる場や交流できる場を設けることで、悩み等の負担軽減を図ります。	生涯学習課

重点施策1 高齢者への対策

高齢になると、家族との死別や離別、健康問題、介護、生活困窮等、「生きることへの疎外要因（自殺のリスク要因）」につながる生活上の課題を、いくつも抱えてしまう傾向にあり、高齢者が自殺者数全体に占める割合の高さが課題となっています。

日々の生活の中に生きがいや自分自身の役割を持ち、生き生きと毎日を過ごすことができるよう、地域での交流を通じて孤立を防ぐための居場所や相談窓口の周知を進め、関係機関との連携を強化します。

また、地域での身近な支援者や相談窓口の職員が、支援を必要とする高齢者の状況に気付き、関係機関につなぐことができるよう、高齢者支援に携わる人材のスキルアップを推進します。

【評価指標】

評価指標の具体的な内容	令和5年度 現状値	令和10年度 目標値
らくらく介護教室の開催回数	2回/年度	2回/年度
いきいき百歳体操実施箇所数	126 箇所/年度	140 箇所/年度
高齢者趣味の作品展の開催回数	1回/年度	1回/年度
市職員を対象とした認知症サポーター養成講座の実施回数	0回/年度	1回/年度

(1) 高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の充実

高齢者支援を一層充実し、相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関の連携を強化します。

内容	担当課
社会福祉協議会が行う認知症高齢者等の権利擁護を支援します。	福祉政策課
虐待等自殺リスクが高い高齢者を保護、支援します。	福祉政策課
認知症初期集中支援チームの配置等を行い、専門員が、認知症、もしくは認知症が疑われる者、およびその家族を総合的に支援します。	福祉政策課
高齢者が在宅生活を安心して送れるように支援します。	福祉政策課
支援が必要な高齢者等の情報伝達を図り、安全・安心を確保するため、きんきゅうカード配布等各種事業を行います。	福祉政策課
介護サービス等の相談に対応し、当人や家族の身体的、経済的な負担軽減を図ります。	介護保険課
介護にまつわる諸問題の相談に対応し、必要な支援につなぎます。	介護保険課

第4章 本市が取り組むべき施策

内容	担当課
介護に関する知識、介護方法等の技術、各種サービスについての情報提供や、介護者の健康の維持のための知識を伝授し、介護者の心身の負担軽減を図るとともに、介護虐待等の事件防止を図ります。	介護保険課
地域包括支援センターでは地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することにより、自殺対策（生きることの包括的支援）を念頭におきながら、連携関係の強化や地域資源の連動につなぎます。	介護保険課
医療と介護の連携会議において、自殺対策（生きることの包括的支援）を視野に入れ、様々な支援機関が連携します。	介護保険課

(2) 高齢者支援に携わる人材の養成

地域での身近な支援者や相談窓口の職員が、要支援者の状況に気付き、関係機関につなぐことができるよう、高齢者支援に携わる人材のスキルアップを推進します。

内容	担当課
地区福祉委員会にゲートキーパー養成研修を案内します。	福祉政策課
介護予防事業を委託している団体にゲートキーパー養成研修を案内します。	福祉政策課
地域包括支援センター職員にゲートキーパー養成研修を案内し、日常業務等に自殺対策を踏まえた対応を図ります。	介護保険課
包括的・継続的マネジメント事業では関係機関の連携を支援し、困難事例への助言を実施し、支援者を支援します。	介護保険課

(3) 高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの推進

高齢者の社会参加の機会や生きがいづくりを推進するとともに、孤立を防ぐための居場所の周知に努めます。

内容	担当課
和室を開放し、高齢者の居場所づくりや地域住民の交流の場を提供します。	春木市民センター
高齢者が生きがいを持って健康づくりを行うのを推進するため、老人クラブの活動を支援します。	福祉政策課
高齢者の活動拠点として講習会等の開催、クラブ活動の場を提供し、利用者の仲間づくりや生きがいづくりを支援します。	福祉政策課
高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するため、シルバー人材センターの運営を支援します。	福祉政策課
介護者同士の交流等により、介護者の心身の負担軽減を図ります。	介護保険課
介護予防のための啓発事業を行います。	介護保険課

重点施策2 生活困窮者への対策

生活困窮の背景には、「生きることへの阻害要因（自殺のリスク要因）」につながりやすい、失業や低所得、家庭内暴力や虐待、精神的・身体的な健康問題等の多様な問題が複合的に絡み合っていることが多いと言われています。

様々な生活上の課題を抱えている生活困窮者が、いつでもどこでも誰にでも相談できるよう、生活困窮者自立相談支援事業の一層の周知を行い、適切な支援を受けることができるよう関係機関の連携を進めます。

また、生活困窮者支援に携わる地域での身近な支援者や職員が、支援を必要とする状況にある人に気付き、関係機関につなぐことができるよう人材のスキルアップを推進します。

【評価指標】

評価指標の具体的な内容	令和5年度 現状値	令和10年度 目標値
いのちと暮らしの相談会の開催回数	3回/年度	3回/年度
生活困窮者自立相談支援事業の実施	開庁日	現状維持

（1）生活困窮者自立相談支援事業との連携

生活困窮者に対する対策として、生活困窮者自立相談支援事業の周知に努め、相談支援を図るとともに関係機関との連携を推進します。

内容	担当課
生活困窮者からの相談に対応し、必要に応じて専門機関と連携して自立のための支援を実施します。	福祉政策課
離職により住居を失う恐れのある人や失った人に対し、家賃相当の給付金を支給します。	福祉政策課
住居のない人に一定期間宿泊場所や衣食を提供します。	福祉政策課
生活困窮家庭の子どもへの学習支援や保護者へ進学の助言を実施します。	福祉政策課
ハローワークを通じて就労支援を行います。	福祉政策課

（2）生活困窮者に対する生きる支援の推進と連携の強化

様々な生活上の問題を抱えた生活困窮者に対して、適切な相談支援を推進し、関係機関相互の連携を強化します。

内容	担当課
納付についての相談から必要に応じて専門機関につなぎます。	納税課
借金問題や悪質な詐欺的商法の被害について、トラブル解決に助言または斡旋を行い、必要に応じて専門機関につなぎます。	自治振興課

内容	担当課
生活保護受給者が自立した生活が送れるよう日々の支援に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	生活福祉課
中国残留邦人等支援給付受給者が自立した生活が送れるよう日々の支援に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	生活福祉課
ワンストップ相談窓口として、いのちと暮らしの相談会を開催します。	健康推進課
保険料納付指導の機会に、職員や受託事業者が心身の健康問題や生活困窮等の問題を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	健康保険課
窓口や電話応対にあたる職員や受託事業者が、心身の健康問題や生活困窮等の問題を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	健康保険課
保育料滞納者の生活上の問題や支援が必要であることに気付いたときに、必要に応じて専門機関につなぎます。	子育て施設課
市営住宅家賃の滞納に伴い、相談を受けた場合は必要に応じて専門機関につなぎます。	住宅政策課
ギャンブル依存症の啓発チラシの場内への掲示や相談窓口を設置します。	公営競技事業所
がん相談支援センターを設置し、がんに関する症状、治療、薬剤、検査、介護、検診、医療費の支払い等様々な疑問や悩みの相談を医療ソーシャルワーカーや看護師等の専門職が受け、支援します。	市民病院事務局 医療マネジメント課
窓口業務や水道料金等の滞納者に対して督促業務を行う際、生活相談等あれば必要に応じて専門機関につなぎます。	上下水道局料金課
公共下水道普及促進事業での訪問時、接続促進PRと併せて、生活難又は資金難等で精神的に困窮していると見受けられた場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	下水道整備課
就学奨励事業受給申請時、必要に応じて相談先一覧等のリーフレットを配布し、相談先の情報提供を行います。	教育総務部総務課
奨学金の申込み時、必要に応じて「相談窓口カード」を用いて、相談先を紹介します。	教育総務部総務課

(3) 生活困窮者支援に携わる人材の養成

地域での身近な支援者や相談窓口の職員が、要保護者の状況に気付き、関係機関につなぐことができるよう、生活困窮者支援に携わる人材のスキルアップを推進します。

内容	担当課
ソーシャルワーク技術の向上を目的として、生活保護担当ケースワーカー研修等に参加し、職員の資質向上を目指します。	生活福祉課

重点施策3 勤務・経営関係の対策

長時間労働、ハラスメント等の様々な勤務問題に対し、関係機関と連携して、労働者や経営者を対象とした各種相談を実施するとともに、啓発に努めます。

企業や経営者が、ワーク・ライフ・バランスの考え方について理解を深め、労働者と経営者がともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができる社会の実現に向けて、取り組みます。

また、労働者の家族や周囲の人が、自殺の危険を示すサインにいち早く気付くことができるよう啓発に取り組むとともに、社会教育施設等での活動の充実により労働者を含めた様々な世代がくつろぎ、交流できる地域の居場所づくりを進めます。

【評価指標】

評価指標の具体的な内容	令和5年度 現状値	令和10年度 目標値
社会保険労務士相談（年金・労働相談）の実施	月1回/年度	月1回/年度
障害者雇用就労相談・就労困難者等雇用相談の実施	開庁日	現状維持
労働相談の実施	開庁日	現状維持

(1) 労働問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

長時間労働、ハラスメント等の様々な勤務問題に対し、関係機関との連携を図り、労働者や経営者を対象とした各種相談の実施及び啓発を推進します。

内容	担当課
就労相談・労働相談等を実施します。	産業政策課
低金利で借入ができる融資制度を設けることで、経営難等に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の資金繩りを支援し、自殺のリスク低減を図ります。	産業政策課

(2) 働く世代のこころとからだの健康づくりの普及啓発

長時間労働や過労死、ハラスメント等の職場環境の改善や、メンタルヘルス対策、健康診査等についての普及啓発を図るとともに、労働者の家族や周囲の人の早期の気付きを促す取組を行います。

内容	担当課
健診結果説明や保健指導を実施し、こころとからだの健康づくりを支援します。	健康推進課
がんの早期発見、早期治療を目指し、がん検診の受診勧奨や精密検査未受診者への受診勧奨を実施し、健康の保持増進を支援します。また、必要に応じて専門的・精神的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センター等を周知します。	健康推進課

(3) 働く世代の生きがいづくりへの支援

社会教育施設の活動が充実することにより、勤労者を含めた様々な世代がくつろぎ、交流できる地域の居場所づくりを推進します。

内容	担当課
市民の生涯学習の場として、様々な分野の資料を収集し、読書環境の充実を図ります。	図書館

重点施策4 子どものうちにSOSを発信できるための教育の推進

児童・生徒が、社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、SOSを伝える方法・伝える人を正しく知り、相談できる勇気を持つことができるよう、いのちの大切さを学ぶとともに、SOSを発信できるための教育の充実を図ります。

早い段階から子どもに向けての教育・啓発等に取り組むことで、SOSを正しく伝える方法が身につき、支援に関わる機関等が子どもの出すSOSに早期に気付いていけるよう、支援体制の充実を図ります。

【評価指標】

評価指標の具体的な内容	令和5年度 現状値	令和10年度 目標値
学校現場での専門家による心身の健康に関する講習の実施回数	0回/年度	10回/年度
教育相談室への相談の実施	開校日	現状維持

(1) いのちの大切さを学び自己肯定感を高めるような教育の実施

学校における学習活動を通じて、児童生徒がいのちの大切さを実感し、自己肯定感を高めるような教育を推進します。

内容	担当課
学校で行われる人権学習を通じて、幼児、児童、生徒や保護者に対して、人とのつながりを大切にすることや自分や他者の命も大切にすることを学ぶ機会を提供します。	人権教育課

(2) 困難やストレスへの対処方法を知り、SOSを発信するための教育の実施

社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)や、こころの健康に関する教育等を推進します。

内容	担当課
自己肯定感や自己有用感を高める取組を行い、周囲に助けを求めやすい、周囲の助けに気付くことができる集団づくりを促進します。また、児童生徒がいじめや友人関係、家庭での悩み事等を相談できる窓口を周知していきます。	学校教育課

(3) SOSを受け止める側の支援体制の充実

児童生徒が様々な場面で発するSOSを受け止める側の支援体制を充実します。

内容	担当課
教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深める機会を作ります。	学校教育課
障害のある児童、生徒の保護者への相談・支援を行います。	人権教育課
児童生徒の発達について、専門家に相談できる機会を提供し、支援を行います。	人権教育課

第5章 計画の推進

1 | 計画の推進体制

本市の自殺対策の推進体制における意思決定機関は、市長が本部長を務める「岸和田市いのち支える自殺対策推進本部」です。

推進本部は、庁内すべての部局長で構成されており、全庁的な取組として自殺対策を推進します。推進本部での決定事項は、それぞれの部局で実施する事業に速やかに反映させ、各課が有機的に連携し実施していきます。

また、自殺対策においては、医療・保健・生活・福祉・教育・労働等に関する様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。

本市では、市民・団体等の自殺対策関係機関で構成された「岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議」において、関係機関相互の連携や情報交換、情報の共有化を図り、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

自殺対策関係機関 推進体制

(医療・福祉・住民団体等・行政関係機関・庁内関係機関)

岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議

庁内推進体制

岸和田市いのち支える
自殺対策推進本部

【構成機関】

- ・岸和田市医師会
 - ・岸和田市歯科医師会
 - ・岸和田市薬剤師会
 - ・大阪府岸和田警察署
 - ・大阪府貝塚子ども家庭センター
 - ・大阪府岸和田保健所
 - ・岸和田市民生委員児童委員協議会
 - ・岸和田市社会福祉協議会
 - ・岸和田市地域包括支援センター社協
 - ・岸和田市地域包括支援センターいなば荘北部
 - ・岸和田市地域包括支援センターいなば荘牛滝の谷
 - ・岸和田市地域包括支援センター萬寿園中部
 - ・岸和田市地域包括支援センター萬寿園葛城の谷
 - ・岸和田市地域包括支援センター社協久米田
 - ・みらい相談支援センター
 - ・OKハウス小松里
 - ・相談センター社協のだ
 - ・自立生活センター・いこらーきぼうの輪
 - ・相談支援事業所かけはし
- 行政関係各課
- ・保健部介護保険課
 - ・福祉部福祉政策課
 - ・福祉部生活福祉課
 - ・福祉部障害者支援課
 - ・総合政策部広報広聴課
(市民相談室)
 - ・総務部人事課
 - ・市民環境部自治振興課
(消費生活センター)
 - ・市民環境部人権・男女共同参画課
 - ・子ども家庭応援部子育て支援課
 - ・子ども家庭応援部子ども家庭課
 - ・子ども家庭応援部子育て施設課
 - ・魅力創造部産業政策課
 - ・学校教育部学校教育課
 - ・学校教育部人権教育課
 - ・生涯学習部生涯学習課
 - ・市立岸和田市民病院
 - ・岸和田市消防本部
 - ・事務局：保健部健康推進課

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長
本部員：全部局長

総合政策部

総務部

財務部

市民環境部

危機管理部

福祉部

保健部

子ども家庭応援部

魅力創造部

まちづくり推進部

建設部

公営競技事業所

市民病院事務局

会計管理者

上下水道局

市議会事務局

教育総務部

学校教育部

生涯学習部

選挙管理委員会事務局

監査事務局

消防本部

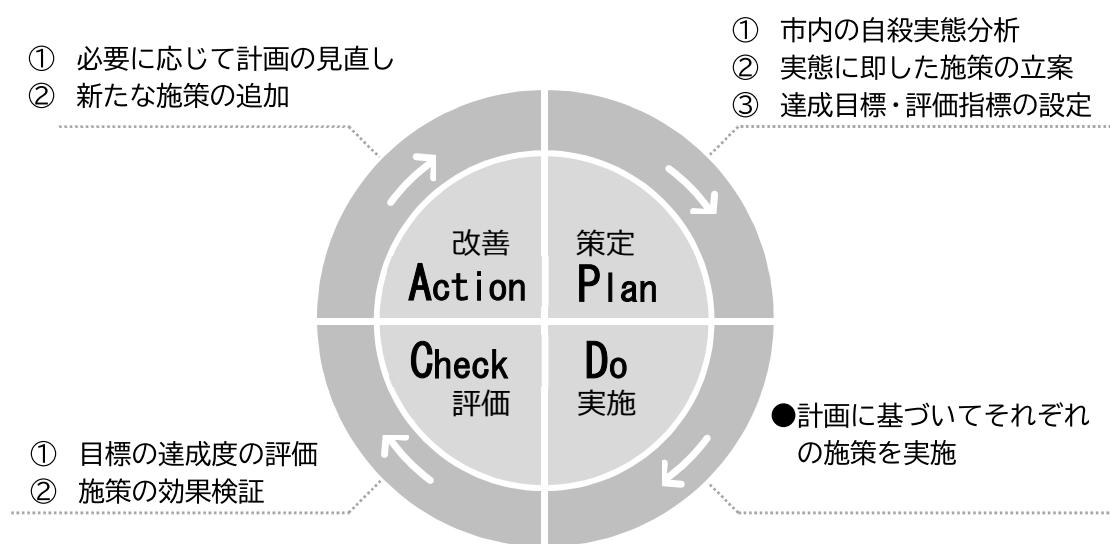


2 | 計画の進捗管理

自殺対策施策を総合的かつ効果的に推進していくために、P D C Aサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。

進捗状況の管理については、毎年度施策の実施状況や目標の達成状況の把握を行い、成果動向を、岸和田市いのち支える自殺対策推進本部に報告し評価します。評価結果に基づいて必要により、計画の見直し・改善を行います。

第2次計画の最終年度である令和11年度には最終評価を行い、数値目標の達成状況を踏まえ、次期計画に活かしていきます。



資料編

1 | 岸和田市いのち支える関連施策一覧（部課別）

No.	担当部局	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本施策	重点施策
1	総合政策部	企画課	総合計画進行管理事業	毎年度作成している「重点事業・事務事業一覧」に一体化させた岸和田版総合戦略体系下の事業一覧において、「自殺予防対策事業」を総合戦略目標「ひとが集い、誰もが安心して暮らせるまちの実現」の施策「安心して暮らすことができる取組の推進」における主な内容「心身の健康の確保」に関連する事務事業として記載します。	1 地域における連携とネットワークの強化（1）	
2	総合政策部	広報広聴課	相談事業	各種相談に対応し、必要に応じて専門機関につなぎます。	4 生きることへの促進要因への支援（1）	
3	総合政策部	広報広聴課	情報公開事業	情報公開コーナーにおいて、リーフレット等を配架し、市民に情報提供を行います。	3 市民への啓発と周知（2）	
4	総合政策部	広報広聴課	広報きしわだ発行事業 インターネット情報発信事業	広報きしわだや市ホームページ、各種SNSを活用し、各種支援や相談窓口情報を周知し、市民に情報提供を行います。	3 市民への啓発と周知（2）	
5	総合政策部	広報広聴課	報道機関情報提供事業	自殺対策に関する具体的な取組があれば報道提供資料等でマスメディアへ情報提供を行います。	3 市民への啓発と周知（2）	
6	総務部	人事課	職員研修事業	職員研修（特に新任と管理職昇任）の1コマに、自殺対策に関する研修を導入し、全庁的に自殺対策を推進します。自殺対策に関する職員研修を実施することで職員の意識変革を促し、全庁的に自殺対策を推進します。	2 自殺対策を支える人材育成の強化（1）	
7	総務部	人事課	職員健康管理事業	市民と接する職員の、心身面の健康の維持増進を図ります。	2 自殺対策を支える人材育成の強化（4）	
8	財務部	納税課	滞納処分事業	納付についての相談から必要に応じて専門機関につなぎます。	4 生きることへの促進要因への支援（1）	2 生活困窮者への対策（2）
9	市民環境部	自治振興課	消費生活講演会等開催事業	各種講演会等を通じ、消費生活に関する啓発をします。	3 市民への啓発と周知（1）	
10	市民環境部	自治振興課	消費者相談事業	借金問題や悪質な詐欺的商法の被害について、トラブル解決に助言または斡旋を行い、必要に応じて専門機関につなぎます。	4 生きることへの促進要因への支援（1）	2 生活困窮者への対策（2）
11	市民環境部	自治振興課	町会連合会支援事業 地区市民協議会支援事業	町会や自治会に地域のネットワーク作りの大切さを伝えます。	1 地域における連携とネットワークの強化（2）	
12	市民環境部	市民課	戸籍事務事業	ご遺族に死亡届出後に必要となる手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を配布し、専門家による相談先等を周知します。	4 生きることへの促進要因への支援（5）	
13	市民環境部	市民課	住民基本台帳事務事業 (届出受付・証明発行事業)	健康推進課と連携し、自殺対策や生きることへの促進要因への支援について、リーフレット等の配架を行い、市民に情報提供を行います。	3 市民への啓発と周知（2）	
14 ~ 18	市民環境部	各市民センター (東岸和田、山直、春木、八木、桜台)	公民館運営事業	健康推進課と連携し、リーフレット等を配架します。	3 市民への啓発と周知（2）	
19 ~ 23	市民環境部	各市民センター (東岸和田、山直、春木、八木、桜台)	学級講座等運営事業	子育てや障害者理解に関連する幅広い様々な講座を実施し、共有できる場や交流できる場を設けます。	4 生きることへの促進要因への支援（7）	
24	市民環境部	春木市民センター	春木市民センター管理事業	和室を開放し、高齢者の居場所づくりや地域住民の交流の場を提供します。	4 生きることへの促進要因への支援（7）	1 高齢者への対策（3）
25	市民環境部	人権・男女共同参画課	相談事業	家庭や生活上の問題解決のための各種相談（総合相談、DV（配偶者等からの暴力）相談、女性のための法律相談）を実施し、必要に応じて専門機関につなぎます。	4 生きることへの促進要因への支援（1）	
26	市民環境部	人権・男女共同参画課	人権を考える市民の集い 開催事業	人権意識を高めるための講演会を実施します。	3 市民への啓発と周知（1）	
27	市民環境部	人権・男女共同参画課	人権相談事業	電話や面談による人権相談を実施します。	4 生きることへの促進要因への支援（1）	

資料編

No.	担当部局	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本施策	重点施策
28	市民環境部	人権・男女共同参画課	人権相談事業	若年者の様々な悩みに対し、関係機関と連携し支援します。	4生きることへの促進要因への支援（3）	
29	市民環境部	人権・男女共同参画課	人権相談事業	自死遺族支援の情報を周知します。	4生きることへの促進要因への支援（5）	
30	市民環境部	人権・男女共同参画課	障害者差別相談事業	障害があることで受ける差別の解消に向け、電話や面談による相談を実施します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
31	市民環境部	人権・男女共同参画課	DV被害者支援事業	DV相談（電話・面談・法律）、DV被害者の安全確保及び自立支援を実施します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
32	市民環境部	人権・男女共同参画課	DV防止啓発事業	講座等でDV防止について啓発し、DVに関する相談機関の情報提供を行います。	3市民への啓発と周知（1）	
33	市民環境部	人権・男女共同参画課	男女共同参画講座等開催事業	男女共同参画に関する啓発イベントや講座で、悩んだときの相談窓口カードを配布します。	3市民への啓発と周知（2）	
34	市民環境部	人権・男女共同参画課	人権啓発紙発行等事業	様々な人権課題に関する啓発記事とともに相談窓口を周知します。	3市民への啓発と周知（2）	
35	市民環境部	人権・男女共同参画課	男女共同参画推進団体支援事業	男女共同参画推進団体にゲートキーパー養成研修を案内します。	2自殺対策を支える人材育成の強化（2）	
36	市民環境部	環境保全課	公害関係の相談	住民から公害に関する相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図ります。 また、住民による訴えの背景に、こころの不調があると考えられる場合は、様々な困り事や心配事の相談先が記載された相談窓口カードを配布します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
37	危機管理部	危機管理課	地域防災計画進行管理事業	総合防災マップに命や暮らしに関する様々な情報を、各種相談一覧として掲載します。	3市民への啓発と周知（1）	
38	危機管理部	危機管理課	地域防災計画進行管理事業	地域防災計画修正時に、被災者のメンタルヘルスについて、対策の重要性や施策等を記載します。	1地域における連携とネットワークの強化（2）	
39	福祉部	福祉政策課	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会が行う認知症高齢者等の権利擁護を支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	1高齢者への対策（1）
40	福祉部	福祉政策課	コミュニティソーシャルワーカー事業	地域の福祉に関する総合相談窓口を設置し、必要な支援を実施します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
41	福祉部	福祉政策課	コミュニティソーシャルワーカー事業	若年者の様々な悩みに対し、関係機関と連携し支援します。	4生きることへの促進要因への支援（3）	
42	福祉部	福祉政策課	コミュニティソーシャルワーカー事業	自死遺族支援の情報を周知します。	4生きることへの促進要因への支援（5）	
43	福祉部	福祉政策課	コミュニティソーシャルワーカー事業	コミュニティソーシャルワーカーにゲートキーパー養成研修を案内します。	2自殺対策を支える人材育成の強化（1）	
44	福祉部	福祉政策課	高齢者虐待防止事業	虐待等自殺リスクが高い高齢者を保護、支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	1高齢者への対策（1）
45	福祉部	福祉政策課	認知症ケア事業	認知症初期集中支援チームの配置等を行い、専門員が、認知症、もしくは認知症が疑われる者、およびその家族を総合的に支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	1高齢者への対策（1）
46	福祉部	福祉政策課	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	高齢者が在宅生活を安心して送れるように支援します。	2自殺対策を支える人材育成の強化（1）	1高齢者への対策（1）
47	福祉部	福祉政策課	保護司会支援事業	岸和田地区保護司会にゲートキーパー養成研修等を案内します。	2自殺対策を支える人材育成の強化（2）	
48	福祉部	福祉政策課	更正保護女性会支援事業	岸和田地区更生保護女性会にゲートキーパー養成研修を案内します。	2自殺対策を支える人材育成の強化（2）	
49	福祉部	福祉政策課	老人クラブ運営助成事業	高齢者が生きがいを持って健康づくりを行うのを推進するため、老人クラブの活動を支援します。	4生きることへの促進要因への支援（7）	1高齢者への対策（3）
50	福祉部	福祉政策課	福祉活動参加促進事業	地区福祉委員会にゲートキーパー養成研修を案内します。	2自殺対策を支える人材育成の強化（2）	1高齢者への対策（2）
51	福祉部	福祉政策課	岸和田市地域介護予防事業	介護予防事業を委託している団体にゲートキーパー養成研修を案内します。	2自殺対策を支える人材育成の強化（2）	1高齢者への対策（2）
52	福祉部	福祉政策課	小地域ネットワーク活動支援事業	社会福祉協議会が行う地域の見守り活動を推進します。	1地域における連携とネットワークの強化（2）	
53	福祉部	福祉政策課	高齢者ふれあいセンター朝陽指定管理事業	高齢者の活動拠点として講習会等の開催、クラブ活動の場を提供し、利用者の仲間づくりや生きがいづくりを支援します。	4生きることへの促進要因への支援（7）	1高齢者への対策（3）

資料編

No.	担当部局	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本施策	重点施策
54	福祉部	福祉政策課	民生委員事業	地域での相談窓口として身近な存在である民生委員児童委員が、本人や家族等からの相談に対応し、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
55	福祉部	福祉政策課	自立相談支援事業 住居確保給付金事業 一時生活支援事業 学習支援事業 生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者からの相談に対応し、必要に応じて専門機関と連携して自立のための支援を実施します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（1）
56	福祉部	福祉政策課	自立相談支援事業 住居確保給付金事業 一時生活支援事業 学習支援事業 生活困窮者就労準備支援事業	若年者の様々な悩みに対し、関係機関と連携し支援します。	4生きることへの促進要因への支援（3）	
57	福祉部	福祉政策課	住居確保給付金事業	離職により住居を失う恐れのある人や失った人に対し、家賃相当の給付金を支給します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（1）
58	福祉部	福祉政策課	一時生活支援事業	住居のない人に一定期間宿泊場所や衣食を提供します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（1）
59	福祉部	福祉政策課	学習支援事業	生活困窮家庭の子どもへの学習支援や保護者へ進学の助言を実施します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（1）
60	福祉部	福祉政策課	生活困窮者就労準備支援事業	ハローワークを通じて就労支援を行います。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（1）
61	福祉部	福祉政策課	民生委員事業	民生委員児童委員の研修等で、本市の自殺の現状や取組について報告し、地域の見守りを推進します。	1地域における連携とネットワークの強化（2）	
62	福祉部	福祉政策課	シルバー人材センター運営支援事業	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するため、シルバー人材センターの運営を支援します。	4生きることへの促進要因への支援（7）	1高齢者への対策（3）
63	福祉部	福祉政策課	地域支え合い体制づくり事業	支援が必要な高齢者等の情報伝達を図り、安全・安心を確保するため、きんきゅうカード配布等各種事業を行います。	1地域における連携とネットワークの強化（1）	1高齢者への対策（1）
64	福祉部	福祉政策課	福祉総合センター運営事業（高齢者・障害者健康相談事業）	福祉総合センターにおける事業（指定管理者が実施する事業を除く）を円滑に運営することにより、市民福祉の向上を図ります。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
65	福祉部	障害者支援課	障害者基幹相談支援センター事業	障害者等の権利擁護のために必要な相談支援の基幹となる相談支援センターを運営します。	1地域における連携とネットワークの強化（2）	
66	福祉部	障害者支援課	障害者基幹相談支援センター事業	障害者（児）及びその家族等からの相談に対応し、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用案内を実施するとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
67	福祉部	障害者支援課	障害者基幹相談支援センター事業	障害がある若年者の様々な悩みに対し、関係機関と連携し支援します。	4生きることへの促進要因への支援（3）	
68	福祉部	障害者支援課	障害者差別相談事業	障害があることで受ける差別の解消に向け、電話や面談による相談を実施します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
69	福祉部	障害者支援課	障害者虐待防止事業	障害者虐待防止センターとして、虐待への対応を糸口に、当人や家族等、養護者を支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
70	福祉部	生活福祉課	生活保護事業	生活保護受給者が自立した生活が送れるよう日々の支援に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
71	福祉部	生活福祉課	中国残留邦人等援護事業	中国残留邦人等支援給付受給者が自立した生活が送れるよう日々の支援に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
72	福祉部	生活福祉課	生活支援相談・指導事業	ソーシャルワーク技術の向上を目的として、生活保護担当ケースワーカー研修等に参加し、職員の資質向上を目指します。	2自殺対策を支える人材育成の強化（3）	2生活困窮者への対策（3）
73	保健部	健康推進課	特定健康診査	健診結果説明や保健指導を実施し、こころとからだの健康づくりを支援します。	4生きることへの促進要因への支援（6）	3勤務・経営関係の対策（2）
74	保健部	健康推進課	特定健康診査	健診結果説明や特定保健指導の実施時に、心身の健康問題を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
75	保健部	健康推進課	がん検診事業	がんの早期発見、早期治療を目指し、がん検診の受診勧奨や精密検査未受診者への受診勧奨を実施し、健康の保持増進を支援します。また、必要に応じて専門的・精神的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センター等を周知します。	4生きることへの促進要因への支援（6）	3勤務・経営関係の対策（2）

資料編

No.	担当部局	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本施策	重点施策
76	保健部	健康推進課	健康教室	岸和田市の健康課題である心疾患について、その予防や重症化予防のための取組として、健康教室等を通じて、食生活や運動等の生活習慣について正しい知識の普及啓発を図り、健康寿命の延伸を目指します。	3市民への啓発と周知（3）	
77	保健部	健康推進課	健康相談	保健師、栄養士、歯科衛生士等による健康相談を実施し、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
78	保健部	健康推進課	食生活改善推進員養成講座	食生活改善推進員の養成を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指します。	4生きることへの促進要因への支援（6）	
79	保健部	健康推進課	保健計画啓発事業	ウエルエージングしわだPRイベントの開催や健康づくりのためのチラシを作成し配布する等して、こころとからだの健康づくりを普及啓発します。	3市民への啓発と周知（3）	
80	保健部	健康推進課	自殺予防対策事業	健康推進課の事業で、必要時、様々な困り事や心配事を相談できる相談窓口カード等を配布します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
81	保健部	健康推進課	薬物乱用防止事業	覚せい剤等薬物乱用防止、アルコール健康障害及び依存症に関する啓発を行います。また、相談があつた場合は、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
82	保健部	健康推進課	自殺予防対策事業	自殺対策推進本部会議を開催し、自殺対策計画の進捗管理を行うとともに、効果的に自殺対策に関する情報を発信し、自殺対策を全庁的に推進します。	1地域における連携とネットワークの強化（2）	
83	保健部	健康推進課	自殺予防対策事業	悩んでいる人がスムーズに相談できるように「相談窓口カード」を作成します。また、職員が市民からの相談に対し、必要な相談窓口を案内できるよう相談先一覧を作成し、関係各課・関係機関に配架を依頼します。	1地域における連携とネットワークの強化（1）	
84	保健部	健康推進課	自殺予防対策事業	いのちをつなぐネットワーク会議を開催し、自殺の現状・対策に関する情報を共有することで、関係機関で自殺対策を推進します。	1地域における連携とネットワークの強化（2）	
85	保健部	健康推進課	自殺予防対策事業	職員をはじめ、関係機関等の様々な職種を対象に、ゲートキーパー養成研修を実施し、実践的な対応に向けてスキルアップを図ります。	2自殺対策を支える人材育成の強化（1）	
86	保健部	健康推進課	自殺予防対策事業	市民を対象に、ゲートキーパー養成研修等を実施します。	2自殺対策を支える人材育成の強化（2）	
87	保健部	健康推進課	自殺予防対策事業	自殺予防週間及び自殺対策強化月間にて、広報しわだに自殺対策に関する情報を掲載します。また、様々な場所に自殺対策や生きることへの促進要因への支援について、ポスター掲示やリーフレット等の配架を行い、市民に情報提供を行います。	3市民への啓発と周知（2）	
88	保健部	健康推進課	自殺予防対策事業	ワンストップ相談窓口として、いのちと暮らしの相談会を開催します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
89	保健部	健康推進課	自殺予防対策事業	自死遺族支援の情報を周知します。	4生きることへの促進要因への支援（5）	
90	保健部	介護保険課	介護予防マネジメント事業 包括的・継続的マネジメント事業	地域包括支援センター職員にゲートキーパー養成研修を案内し、日常業務等に自殺対策を踏まえた対応を図ります。	2自殺対策を支える人材育成の強化（1）	1高齢者への対策（2）
91	保健部	介護保険課	居宅介護サービス給付事業ほか	介護サービス等の相談に対応し、当人や家族の身体的、経済的な負担軽減を図ります。	4生きることへの促進要因への支援（1）	1高齢者への対策（1）
92	保健部	介護保険課	総合相談支援・権利擁護事業	介護にまつわる諸問題の相談に対応し、必要な支援につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	1高齢者への対策（1）
93	保健部	介護保険課	家族介護講座開催事業	介護に関する知識、介護方法等の技術、各種サービスについての情報提供や、介護者の健康の維持のための知識を伝授し、介護者の心身の負担軽減を図るとともに、介護虐待等の事件防止を図ります。	4生きることへの促進要因への支援（1）	1高齢者への対策（1）
94	保健部	介護保険課	家族介護講座開催事業	介護者同士の交流等により、介護者の心身の負担軽減を図ります。	4生きることへの促進要因への支援（1）	1高齢者への対策（3）
95	保健部	介護保険課	介護予防マネジメント事業 包括的・継続的マネジメント事業	地域包括支援センターでは地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することにより、自殺対策（生きることの包括的支援）を念頭におきながら、連携関係の強化や地域資源の連動につなぎます。	1地域における連携とネットワークの強化（2）	1高齢者への対策（1）
96	保健部	介護保険課	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の連携会議において、自殺対策（生きることの包括的支援）を視野に入れ、様々な支援機関が連携します。	1地域における連携とネットワークの強化（2）	1高齢者への対策（1）

資料編

No.	担当部局	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本施策	重点施策
97	保健部	介護保険課	介護予防啓発事業	介護予防のための啓発事業を行います。	3市民への啓発と周知（3）	1高齢者への対策（3）
98	保健部	介護保険課	介護予防マネジメント事業 包括的・継続的マネジメント事業	包括的・継続的マネジメント事業では関係機関の連携を支援し、困難事例への助言を実施し、支援者を支援します。	2自殺対策を支える人材育成の強化（4）	1高齢者への対策（2）
99	保健部	健康保険課	出産育児一時金事業	各種申請受付の際に、心身の健康問題等を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
100	保健部	健康保険課	特定健康診査等事業	健診結果説明や特定保健指導の実施時に、心身の健康問題を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
101	保健部	健康保険課	国民健康保険事務事業	窓口や電話応対にあたる職員が心身の健康問題を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
102	保健部	健康保険課	保険料徴収事業	保険料納付指導の機会に、職員や受託事業者が心身の健康問題や生活困窮等の問題を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
103	保健部	健康保険課	療養費事業 後期高齢者医療管理事業 保険料徴収事業	窓口や電話応対にあたる職員や受託事業者が、心身の健康問題や生活困窮等の問題を把握した場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
104	保健部	健康保険課	特定健康診査等事業	健康づくりの一環として特定健康診査の受診率向上のため、受診勧奨を実施します。	4生きることへの促進要因への支援（6）	
105	保健部	健康保険課	後期高齢者医療保健事業	保健指導等の機会に、心身の健康問題を把握した場合、必要に応じて専門機関へつなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
106	子ども家庭応援部	子育て支援課	ファミリー・サポート事業	ファミリー・サポート事業利用者から相談を受けた際、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
107	子ども家庭応援部	子育て支援課	障害児相談支援事業	障害のある児童がいる保護者への相談支援を行い、育児負担の軽減を図ります。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
108	子ども家庭応援部	子育て支援課	母子生活支援施設入所事業	母子家庭で必要な場合は母子生活支援施設に入所を促し、子育ての不安を解消する環境を提供します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
109	子ども家庭応援部	子育て支援課	岸和田市子ども・子育て支援事業計画推進事業	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させ、妊娠婦や子育て世帯への支援を強化します。	1地域における連携とネットワークの強化（2）	
110	子ども家庭応援部	子育て支援課	チビッコホーム事業	放課後に保育を要する児童に適切な遊び及び生活の場を提供するため、家庭機能の補完と生活指導を実施します。	4生きることへの促進要因への支援（2）	
111	子ども家庭応援部	子育て支援課	いじめ問題対策事業	いじめ問題対策連絡協議会を通じていじめ防止等に関する対策を講じることで、心身の健全な成長を促し、生きることへの阻害要因を減らすことを図ります。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
112	子ども家庭応援部	子ども家庭課	妊娠届出・母子健康手帳交付事業	母子健康手帳交付時、保健師や助産師による面接を行い、必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。相談機関一覧を配布し、相談窓口を啓発します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
113	子ども家庭応援部	子ども家庭課	妊婦健康診査事業 産婦健康診査事業	妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診結果により支援が必要な人に電話や面接等を行い、必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
114	子ども家庭応援部	子ども家庭課	パパママ教室開催事業	パパママ教室等で妊娠中の健康の保持増進を図り、産後の育児支援につなぎます。必要に応じて専門機関につなぐとともに継続的に支援します。相談機関一覧を配布し、相談窓口を啓発します。	4生きることへの促進要因への支援（6）	
115	子ども家庭応援部	子ども家庭課	母子保健指導事業 未熟児訪問・保健指導事業 養育支援訪問事業 健診未受診児安否確認訪問事業 妊娠婦フォロー訪問指導事業	妊娠婦・乳幼児を対象に保健師、助産師等が家庭訪問し、健康状態の確認や保健指導、相談にて健康の保持増進を図り、育児不安を軽減できるように支援します。 産後うつスクリーニングテストを実施し、必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
116	子ども家庭応援部	子ども家庭課	母子保健指導事業 ママにっこり相談事業 乳幼児発達相談事業	妊娠婦・乳幼児の家族を対象に、保健師、助産師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士、保育士等専門職による健康相談、育児相談や発達相談員による発達相談を実施します。必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	

資料編

No.	担当部局	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	基本施策	重点施策
117	子ども家庭応援部	子ども家庭課	こんにちは赤ちゃん訪問事業	専門職（助産師・保健師・看護師・保育士）が生後2か月頃の児を対象に全戸訪問を行い、産後のおからだについてや育児相談、育児情報を提供します。訪問の結果から支援が必要な家庭には個々に対応し、必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	4生きることへの促進要因への支援（6）	
118	子ども家庭応援部	子ども家庭課	乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康状態、成長発達の確認や子育てについてのアドバイスを行い、健康の保持増進、健全育成を図るとともに、育児不安を軽減できるよう支援します。必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	4生きることへの促進要因への支援（6）	
119	子ども家庭応援部	子ども家庭課	ペアレントトレーニング事業	乳幼児の家族を対象に育児に関する教室等を行い、育児不安を軽減できるよう支援します。必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	4生きることへの促進要因への支援（6）	
120	子ども家庭応援部	子ども家庭課	親支援カウンセリング事業	子育てに不安や困難を感じる親に対してカウンセラーによる相談を実施し、育児不安を軽減できるよう支援します。必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
121	子ども家庭応援部	子ども家庭課	子ども家庭相談事業	子育て（0～18歳未満の児童）についての相談支援を実施し、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
122	子ども家庭応援部	子ども家庭課	出産・子育て応援交付金支給事業	すべての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、一貫して身近に相談できる伴走型相談支援と経済的支援を一体とした事業を実施することで、支援が必要な人に直接や電話、訪問を行い、必要に応じて専門機関につなぐとともに、継続的に支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
123	子ども家庭応援部	子ども家庭課	産後ケア事業	産後の不安定な時期にある産婦の育児不安や心身の不調に対する支援を産科医療機関等の利用施設で実施します。また、必要に応じて利用施設や専門機関と連携して、継続的に支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	
124	子ども家庭応援部	子育て施設課	保育管理事務事業 保育コンシェルジュ事業	保育所入所等に関する相談（窓口、電話）と、保育所に関する情報提供を行います。	4生きることへの促進要因への支援（2）	
125	子ども家庭応援部	子育て施設課	保育料徴収事業	保育料滞納者の生活上の問題や支援が必要であることに気付いたときに、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（2）	2生活困窮者への対策（2）
126	子ども家庭応援部	子育て施設課	園庭開放事業 センター開放事業	児童の遊び場と保護者の交流の場を提供し、育児不安の軽減を図ります。	4生きることへの促進要因への支援（2）	
127	魅力創造部	産業政策課	労働相談事業 障害者就労相談事業 就労困難者相談事業	就労相談・労働相談等を実施します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	3勤務・経営関係の対策（1）
128	魅力創造部	産業政策課	企業経営支援事業	低金利で借入ができる融資制度を設けることで、経営難等に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の資金繰りを支援し、自殺のリスク低減を図ります。	4生きることへの促進要因への支援（1）	3勤務・経営関係の対策（1）
129	魅力創造部	文化国際課	文化会館管理事業	相談窓口カードや、相談窓口が書かれたリーフレット等を配架し、情報提供を行います。	3市民への啓発と周知（2）	
130	まちづくり推進部	住宅政策課	市営住宅使用料徴収事業	市営住宅家賃の滞納に伴い、相談を受けた場合は必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
131	公営競技事業所	公営競技事業所	ギャンブル依存症対策	ギャンブル依存症の啓発チラシの場内への掲示や相談窓口を設置します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
132	市民病院事務局	医療マネジメント課	がん診療機能推進事業	がん相談支援センターを設置し、がんに関する症状、治療、薬剤、検査、介護、検診、医療費の支払い等様々な疑問や悩みの相談を医療ソーシャルワーカーや看護師等の専門職が受け、支援します。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
133	上下水道局	料金課	水道料金等徴収事業	窓口業務や水道料金等の滞納者に対して督促業務を行いう際、生活相談等あれば必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
134	上下水道局	下水道整備課	普及促進事業（公共下水道事業）	公共下水道普及促進事業での訪問時、接続促進PRと併せて、生活難又は資金難等で精神的に困窮していると見受けられた場合、必要に応じて専門機関につなぎます。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
135	教育総務部	総務課	就学奨励事業	就学奨励事業受給申請時、必要に応じて相談先一覧等のリーフレットを配布し、相談先の情報提供を行います。	4生きることへの促進要因への支援（1）	2生活困窮者への対策（2）
136	教育総務部	総務課	岸和田市奨学会支援事業	奨学会の申込み時、必要に応じて「相談窓口カード」を用いて、相談先を紹介します。	3市民への啓発と周知（2）	2生活困窮者への対策（2）

No.	担当部局	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本施策	重点施策
137	教育総務部	総務課	教職員健康管理事業 (小・中学校、高校及び幼稚園)	教職員にストレスチェックを実施し、その結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員を支援します。	2自殺対策を支える人材育成の強化(4)	
138	教育総務部	総務課	教職員健康管理事業 (中学校、高校)	教職員の健康管理を通じて、児童生徒の支援者である教職員を支援します。	2自殺対策を支える人材育成の強化(4)	
139	教育総務部	総務課	教職員服務管理事業	教職員の長時間労働の原因となる業務の見直しを推進し、教職員のケアをすることで、児童生徒の支援者である教職員を支援します。	2自殺対策を支える人材育成の強化(4)	
140	学校教育部	学校教育課	生徒指導支援事業	自己肯定感や自己有用感を高める取組を行い、周囲に助けを求めることがでできる集団づくりを促進します。また、児童生徒がいじめや友人関係、家庭での悩み事等を相談できる窓口を周知していきます。	4生きることへの促進要因への支援(2)	4子どものうちにSOSを発信できるための教育の推進(2)
141	学校教育部	学校教育課	児童生徒育成支援事業	不登校児童生徒の居場所として「子どもサポートルームエスバル」の充実を図ります。また、児童生徒やその保護者からの相談を、指導員やカウンセラー、精神科医等がサポートを行います。	4生きることへの促進要因への支援(2)	
142	学校教育部	学校教育課	児童生徒育成支援事業	教育相談に訪れた保護者に必要に応じてリーフレットを配布し、相談先の情報提供を行います。	4生きることへの促進要因への支援(2)	
143	学校教育部	学校教育課	教職員研修・研究支援事業	教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深める機会を作ります。	2自殺対策を支える人材育成の強化(3)	4子どものうちにSOSを発信できるための教育の推進(3)
144	学校教育部	学校教育課	児童生徒育成支援事業	子どもサポートルームのスタッフがゲートキーパー養成研修を受講し、自殺リスクの把握と対応について理解を深め、不登校児童生徒の支援の拡充につなげます。	2自殺対策を支える人材育成の強化(3)	
145	学校教育部	人権教育課	特別支援教育事業	障害のある児童、生徒の保護者への相談・支援を行います。	4生きることへの促進要因への支援(2)	4子どものうちにSOSを発信できるための教育の推進(3)
146	学校教育部	人権教育課	人権教育・人権啓発事業	学校で行われる人権学習を通じて、幼児、児童、生徒や保護者に対して、人とのつながりを大切にすることや自分や他者の命も大切にすることを学ぶ機会を提供します。	4生きることへの促進要因への支援(2)	4子どものうちにSOSを発信できるための教育の推進(1)
147	学校教育部	人権教育課	特別支援教育事業	児童生徒の発達について、専門家に相談できる機会を提供し、支援を行います。	4生きることへの促進要因への支援(2)	4子どものうちにSOSを発信できるための教育の推進(3)
148	生涯学習部	生涯学習課	出前講座事業	出前講座の中に健康づくりに関する講座メニューを設けます。	3市民への啓発と周知(3)	
149	生涯学習部	生涯学習課	学級講座等運営事業	幅広い様々な講座を実施し、共有できる場や交流できる場を設けることで、悩み等の負担軽減を図ります。	4生きることへの促進要因への支援(7)	
150	生涯学習部	スポーツ振興課	総合体育館指定管理事業 市民体育館指定管理事業 運動広場等指定管理事業	総合体育館、中央体育館及び運動広場等における各種運動教室の実施により、継続して運動するきっかけを作ることで、体力の維持向上や健康な心身により生きる活動を育むよう支援します。	3市民への啓発と周知(3)	
151	生涯学習部	郷土文化課	室内講座等実施事業 野外観察会実施事業	学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」を提供します。	4生きることへの促進要因への支援(2)	
152	生涯学習部	図書館	レファレンス（相談） 業務事業	心身の健康に心配のある市民や学校に行きづらいと思っている子どもたちのレファレンス（相談）に応じます。	4生きることへの促進要因への支援(2)	
153	生涯学習部	図書館	図書館資料収集・整理事業	市民の生涯学習の場として、様々な分野の資料を収集し、読書環境の充実を図ります。	4生きることへの促進要因への支援(7)	3勤務・経営関係の対策(3)
154	消防本部	予防課	火災予防広報事業	火災予防運動等の広報スペースに自殺対策のリーフレットを配架し、啓発に努めます。	3市民への啓発と周知(2)	
155	消防本部	警備課	泉州地域メディカル コントロール協議会事業	医療機関研修の中で医師、看護師、その他コメディカルが自殺企図者に対する接し方、表現方法等を理解することで救急搬送時の対応を学びます。対応する職員が専門医（精神科）の講義を受講し、理解を深めます。	2自殺対策を支える人材育成の強化(3)	
156	消防本部	警備課	泉州地域メディカル コントロール協議会事業	搬送症例に対し、対応に問題がないか検証を実施し各救急隊員へのフィードバックを実施します。	4生きることへの促進要因への支援(4)	

2 | 職員アンケート集計結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

施策を推進する側（職員）の自殺防止対策についての関心・認知度が、市民への対策の到達度、効果に深く関わると考え、職員の意識を知ることにより、従来からの自殺防止対策をより効果的に実施していくための参考資料とする。また、今後の施策の方針を定めるために活かす。

②実施期間

令和6年7月9日（火）～8月5日（月）

③調査方法

電子回答による

④対象職員

会計年度任用職員（時間給）を除く全職員（回答は任意） 計1,701人

⑤回答数

全体：681人 回答率：40%

内訳 職員（いわゆる正職員）：548人（80.5%）、内主幹級170人（31.0%）

会計年度任用職員（月額報酬）：117人（17.2%）

再任用職員・担当監：15人（2.2%）

その他（特別職等）：1人（0.1%）

(2) アンケート結果（単純集計）

【回答者の属性1】あなたに当てはまるものを1つ選んでください。	件数	割合
職員（いわゆる正職員）	548	80.5
会計年度任用職員（月額報酬）	117	17.2
再任用職員・担当監	15	2.2
その他（特別職等）	1	0.1
標本数	681	100.0

【回答者の属性2】「職員」を選んだ人に伺います。あなたは主幹級以上ですか。	件数	割合
はい	170	31.0
いいえ	374	68.2
その他（主幹級以上だったことがある等）	4	0.7
標本数	548	100.0

本市では岸和田市いのち支える自殺対策計画を策定して自殺対策施策を推進しています。 この計画をあなたはご存知ですか。	件数	割合
内容を知っている	128	18.8
内容は知らないが存在は知っている	267	39.2
知らない（聞いたことがない）	286	42.0
標本数	681	100.0

「内容を知っている」を選んだ人に伺います。計画に掲載されている、あなたの所属部署の事業を 知っていますか。	件数	割合
すべて知っている	55	43.0
一部の事業を知っている	47	36.7
掲載されていない	15	11.7
知らない（わからない）	11	8.6
標本数	128	100.0

本市が自殺対策施策として実施している「いのちと暮らしの相談会」についてうかがいます。 あてはまるものを1つ選んでください。	件数	割合
相談会の案内をしたことがある	39	5.7
案内はしたことはないが内容は知っている	92	13.5
内容は知らないが名前は知っている	213	31.3
知らない（聞いたことがない）	337	49.5
標本数	681	100.0

本市が自殺対策施策として配布している「悩んだときの相談窓口カード」についてうかがいます。 あてはまるものを1つ選んでください。	件数	割合
配布したことがある（掲載している相談先を伝えたことがある）	64	9.4
利用したことはないが内容は知っている	117	17.2
内容は知らないが名前は知っている（見たことがある）	170	25.0
知らない（見たことがない）	330	48.5
標本数	681	100.0

本市が自殺対策施策として掲示している「自殺に関する啓発ポスター」についてうかがいます。 あてはまるものを1つ選んでください。	件数	割合
見たことがある	304	44.6
見たことはないが掲示していることは知っている	72	10.6
知らない（見たことがない）	305	44.8
標本数	681	100.0

資料編

「ゲートキーパー養成研修」についてうかがいます。あてはまるものを1つ選んでください。	件数	割合
受講したことがある	126	18.5
受講していないが内容を知っている	73	10.7
内容は知らないが名前は知っている	240	35.2
知らない（聞いたことがない）	242	35.5
標本数	681	100.0

ゲートキーパー養成研修について、「受講した」と回答した人に伺います。受講した理由について、当てはまるものを1つお答えください。	件数	割合
職員研修として受講が必須だったから	68	54.0
ゲートキーパーについて、個人的に興味があったから	19	15.1
業務上の窓口応対に必要なスキルと考えたから	26	20.6
所属長・上司・同僚等、共に働く人から受講を勧められたから	6	4.8
覚えていない（特に理由はない）	7	5.6
標本数	126	100.0

ゲートキーパー養成研修について、「受講した」以外で回答した人に伺います。あなたは今後、受講してみようと考えていますか。一つ選んでください。	件数	割合
受講が必須となれば受講する	119	21.4
興味があるので受講してみたい	41	7.4
所属長・上司・同僚等共に働く人から受講を勧められれば、受講するかもしれない	62	11.2
受講の予定はないが、庁内LAN等で内容を紹介してくれれば、参考にしたい	188	33.9
内容がわからないので受講の予定はない（内容がわかれれば受講するかもしれない）	69	12.4
受講の予定はない（受講したくない）	76	13.7
標本数	555	100.0

国・府等が自殺対策施策として実施している事業等について伺います。次の項目のうち、聞いたことがあるものをすべて選んでください（複数回答可）。	件数	割合
自殺予防週間（9月10日～9月16日）	317	46.5
自殺対策強化月間（3月）	219	32.2
自殺対策基本法	174	25.6
自殺総合対策大綱	50	7.3
こころの健康相談統一ダイヤル	413	60.6
こころの耳（厚生労働省：働く人のメンタルヘルスポータルサイト）	58	8.5
いずれも聞いたことがない	129	18.9
標本数	681	—

日常業務に携わる中で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答可）	件数	割合
市民（市職員以外）から、自殺をほのめかすような相談をうけた	101	14.8
対応した市民（市職員以外）の様子から、心理的に追い詰められていると感じた	135	19.8
市民（市職員以外）から、その場の用件に直接関係のない日常生活の悩み等をとりとめもなく語られた	197	28.9
同僚・上司・部下等、共に働く人から、自殺をほのめかすような相談をうけた	11	1.6
同僚・上司・部下等、共に働く人の様子から、心理的に追い詰められていると感じた	120	17.6
同僚・上司・部下等、共に働く人から、その場の用件に直接関係のない日常生活の悩み等をとりとめもなく語られた	82	12.0
そのような経験はない	330	48.5
標本数	681	—

「そのような経験はない」以外を選んだ人に伺います。あなたはそのとき、どのように対応しましたか。あてはまるものをすべて選んでください（複数回答可）。	件数	割合
相手の承諾を得て、専門の相談機関（相談窓口）に内容を伝えてつないだ	54	15.4
専門の相談機関（相談窓口）を紹介した（相談窓口カード等を配布した）	76	21.7
相手の話を遮らずに聞き続けた	274	78.1
会話の内容がその場の要件には直接関係がない、ということを伝え、話を終わらせた	8	2.3
どう対応すればよいかわからず困った	59	16.8
特別な対応はしていない（どう対応したか記憶にない）	22	6.3
標本数	351	—

悩みを抱えた人が、心理的に追い詰められない、自殺に追い込まれないために最も必要と考えるもの を1つ選んでください。	件数	割合
悩みに応じて相談できる適切な窓口があること	77	11.3
悩みに応じて相談できる適切な窓口があることを知っていること	98	14.4
悩みを抱えても、ひとりで思い詰めず、周りの人にSOSを出すことができること	290	42.6
周りの人や地域の人と関わりながら孤立しないで日常生活を送ること	117	17.2
周りの人が相談できる適切な窓口を紹介できること	32	4.7
定期的にメンタルヘルスのセルフチェックをする等自分自身を知っておくこと	67	9.8
標本数	681	100.0

自殺死亡者を減少させるために、今後の本市の取り組みとして、最も必要と考えるものを1つ選んでください。	件数	割合
自殺対策事業の内容をより多くの職員が理解できるよう、庁内向けの情報提供を強化する	51	7.5
自殺対策事業の内容について、より多くの市民が活用できるよう、市民向けの周知をする	136	20.0
既存の相談窓口を改めて周知するとともに、相談から支援への流れをわかりやすく知らせる	147	21.6
新たな相談手段（SNS等）を活用した相談体制の整備	155	22.8
自殺のサインに気付き、支援につなげるゲートキーパーとは何かをわかりやすく知らせる	34	5.0
ゲートキーパー養成研修等を市民向けに実施し、地域にゲートキーパーを増やす	39	5.7
市民がメンタルヘルスのセルフチェックができるようにツール等を提供する	40	5.9
今までよい（今以上に取り組む必要はない）	13	1.9
よくわからない	66	9.7
標本数	681	100.0

（3）アンケート内容

所要時間は約5分です。頂いた回答は、第2次計画の策定および本市の自殺対策事業の推進にのみ活用し、回答内容には個人を特定する情報はございません。

回答者について

Q1. あなたに当てはまるものを1つ選んでください。

- ・職員（いわゆる正職員）
- ・会計年度任用職員（月額報酬）
- ・再任用職員・担当監
- ・その他（特別職等）

「職員」を選んだ人に伺います。あなたは主幹級以上ですか。

- ・はい
- ・いいえ
- ・その他（主幹級以上だったことがある等）

Q2. 本市では岸和田市いのち支える自殺対策計画を策定して自殺対策施策を推進しています。この計画を、あなたはご存知ですか。

- ・内容を知っている
- ・内容は知らないが存在は知っている
- ・知らない（聞いたことがない）

「内容を知っている」を選んだ人に伺います。計画に掲載されている、あなたの所属部署の事業を知っていますか。

- ・すべて知っている
- ・一部の事業を知っている
- ・掲載されていない
- ・知らない（わからない）

【本市の自殺対策施策の認知度】

本市が自殺対策施策として実施している事業についてうかがいます。以下A～Dについて、それぞれあてはまるものを1つ選んでください。

A いのちと暮らしの相談会について

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・相談会の案内をしたことがある | ・案内はしたことはないが内容は知っている |
| ・内容は知らないが名前は知っている | ・知らない（聞いたことがない） |

B 悩んだときの相談窓口カードについて

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| ・配布したことがある（掲載している相談先を伝えたことがある） | ・利用したことはないが内容は知っている |
| ・内容は知らないが名前は知っている（見たことがある） | ・知らない（見たことがない） |

C 自殺に関する啓発ポスターについて

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ・見たことがある | ・見たことはないが掲示していることは知っている |
| ・知らない（見たことがない） | |

D ゲートキーパー養成研修について

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・受講したことがある | ・受講していないが内容を知っている |
| ・内容は知らないが名前は知っている | ・知らない（聞いたことがない） |

D ゲートキーパー養成研修について、「受講した」と回答した人に伺います。受講した理由について、当てはまるものを1つお答えください。

- ・業務上の窓口応対に必要なスキルと考えたから
- ・所属長・上司・同僚等、共に働く人から受講を勧められたから
- ・覚えていない（特に理由はない）

D ゲートキーパー養成研修について、「受講した」以外で回答した人に伺います。あなたは今後、受講してみようと考えていますか。

- ・受講が必須となれば受講する
- ・興味があるので受講してみたい
- ・所属長・上司・同僚等共に働く人から受講を勧められれば、受講するかもしれない
- ・受講の予定はないが、府内LAN等で内容を紹介してくれれば、参考にしたい
- ・内容がわからないので受講の予定はない（内容がわかれれば受講するかもしれない）
- ・受講の予定はない（受講したくない）

【その他の自殺対策施策等の認知度】

Q3. 国・府等が自殺対策施策として実施している事業等について伺います。次の項目のうち、聞いたことがあるものをすべて選んでください（複数回答可）。

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| ・自殺予防週間（9月10日～9月16日） | ・自殺対策強化月間（3月） |
| ・自殺対策基本法 | ・自殺総合対策大綱 |
| ・こころの健康相談統一ダイヤル | |
| ・こころの耳（厚生労働省：働く人のメンタルヘルスポータルサイト） | |
| ・いずれも聞いたことがない | |

【日常業務の中での経験について】

Q4. 日常業務の中で、次のような経験をしたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください（複数回答可）。

- ・市民（市職員以外）から、自殺をほのめかすような相談をうけた
- ・対応した市民（市職員以外）の様子から、心理的に追い詰められていると感じた
- ・市民（市職員以外）から、その場の用件に直接関係のない日常生活の悩み等をとりとめもなく語られた
- ・同僚・上司・部下等、共に働く人から、自殺をほのめかすような相談をうけた
- ・同僚・上司・部下等、共に働く人の様子から、心理的に追い詰められていると感じた
- ・同僚・上司・部下等、共に働く人から、その場の用件に直接関係のない日常生活の悩み等をとりとめもなく語られた
- ・そのような経験はない

「そのような経験はない」以外を選んだ人に伺います。あなたはそのとき、どのように対応しましたか。あてはまるものをすべて選んでください（複数回答可）。

- ・相手の承諾を得て、専門の相談機関（相談窓口）に内容を伝えてつないだ
- ・専門の相談機関（相談窓口）を紹介した（相談窓口カード等を配布した）
- ・相手の話を遮らずに聞き続けた
- ・会話の内容がその場の用件には直接関係がない、ということを伝え、話を終わらせた
- ・どう対応すればよいかわからず困った
- ・特別な対応はしていない（どう対応したか記憶にない）

【自殺に追い込まれないための方策】

Q5. 本市では、毎年約30人が自殺によって亡くなっています。（※令和5年中の本市の10万人当たりの自殺死亡率は14.78、大阪府は16.19。国の目標は13.0）悩みを抱えた人が、心理的に追い詰められない、自殺に追い込まれないために、最も必要と考えるものを1つ選んでください。

- ・悩みに応じて相談できる適切な窓口があること
- ・悩みに応じて相談できる適切な窓口があることを知っていること
- ・悩みを抱えても、ひとりで思い詰めず、周りの人にSOSを出すことができること
- ・周りの人や地域の人と関わりながら孤立しないで日常生活を送ること
- ・周りの人が相談できる適切な窓口を紹介できること
- ・定期的にメンタルヘルスのセルフチェックをする等自分自身を知っておくこと

【今後の取り組みについて】

Q6. 自殺死亡者を減少させるために、今後の本市の取り組みとして、最も必要と考えるものを1つ選んでください。

- ・自殺対策事業の内容をより多くの職員が理解できるよう、庁内向けの情報提供を強化する
- ・自殺対策事業の内容について、より多くの市民が活用できるよう、市民向けの周知をする
- ・既存の相談窓口を改めて周知するとともに、相談から支援への流れをわかりやすく知らせる
- ・新たな相談手段（SNS等）を活用した相談体制の整備
- ・自殺のサインに気付き、支援につなげるゲートキーパーとは何かをわかりやすく知らせる
- ・ゲートキーパー養成研修等を市民向けに実施し、地域にゲートキーパーを増やす
- ・市民がメンタルヘルスのセルフチェックができるようにツール等を提供する
- ・今のままでよい（今以上に取り組む必要はない）
- ・よくわからない

3 | 岸和田市いのち支える自殺対策計画（第2次）策定経過

年月日	内容
令和6年6月6日	第1回岸和田市いのち支える自殺対策推進本部会議 ・岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)策定会議及び実務者会議の立上げについて
令和6年6月13日	第1回岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議 ・岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)策定会議及び実務者会議の立上げについて ・第2次計画策定への協力を依頼
令和6年6月27日	第1回岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)実務者会議 ・自殺の現状、自殺対策の取組の評価 ・課題の抽出(グループワーク) ・今後の取組の方向性と必要な施策の検討
令和6年7月4日	第1回岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)策定会議 ・第2次計画策定の概要 ・自殺の現状と課題について ・第2次計画の骨子案(基本理念、計画の数値目標、施策体系)の決定
令和6年7月9日～8月5日	職員アンケートの実施
令和6年7月30日 令和6年9月4日	第2回、第3回岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)実務者会議 ・事業の評価指標の検討 ・第2次計画素案の検討
令和6年9月25日	第2回岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議 ・第2次計画素案への意見聴取
令和6年10月2日	第2回岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)策定会議 ・第2次計画素案の決定
令和6年●月●日～ 令和7年●月●日	パブリックコメントの実施
令和7年1月●日	第4回岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)実務者会議
令和7年1月●日	第3回岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)策定会議
令和7年2月●日	第2回岸和田市いのち支える自殺対策推進本部会議

4 岸和田市いのち支える自殺対策計画（第2次）策定会議および実務者会議設置要領

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に基づき、本市の自殺対策の基本方針等を定める岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)(以下「2次計画」という。)を策定するために「岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)策定会議(以下「策定会議」という。)」及び「岸和田市いのち支える自殺対策計画(第2次)策定実務者会議(以下「実務者会議」という。)」を設置する。

(策定会議)

第2条 策定会議は、2次計画案の策定を行う。

2 策定会議は、別表に掲げる課の課長をもって組織する。議長は、保健部長をもって充てる。副議長は健康推進課長をもって充てる。議長は策定会議を代表し、事務を総理する。議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

3 策定会議は、必要に応じて議長が招集する。必要な場合は書面にて開催する。

(実務者会議)

第3条 実務者会議は、2次計画案の策定に必要な調査および検討を行う。

2 実務者会議には座長をおく。座長は実務者会議を代表し、事務を総理する。座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、健康推進課長がその職務を代理する。

3 実務者会議の構成は、別表に定める組織に属する職員のうちから当該組織の長が推薦する者をもって充てる。

4 実務者会議は、必要に応じて座長が招集する。必要な場合は書面にて開催する。

(事務局)

第4条 策定会議および実務者会議の事務局は、保健部健康推進課におく。

(その他)

第5条 この要領は、2次計画の策定の日をもって廃止する。

附則

この要領は、令和6年6月6日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

岸和田市自殺対策計画(第2次)策定実務者会議

座長 立命館大学総合心理学部 川野 健治氏

岸和田市 保健部健康推進課 保健部介護保険課 福祉部福祉政策課 福祉部生活福祉課 福祉部障害者支援課 総合政策部広報広聴課（市民相談室） 総務部人事課 市民環境部自治振興課（消費生活センター） 市民環境部人権・男女共同参画課	子ども家庭応援部子育て支援課 子ども家庭応援部子ども家庭課 子ども家庭応援部子育て施設課 魅力創造部産業政策課 学校教育部学校教育課 学校教育部人権教育課 生涯学習部生涯学習課 市立岸和田市民病院医療技術局医療福祉相談部 岸和田市消防本部警備課
---	--

5 | 岸和田市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置目的)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、岸和田市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、岸和田市いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (3) 自殺対策に関する施策の調整及び推進に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長の職にある者を、副本部長は副市長、教育長の職にある者をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部員は、本部長の許可を受け、委員以外の者を代理出席させることができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、保健部健康推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が定める。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部長 総務部長 財務部長 市民環境部長 危機管理部長 福祉部長 保健部長 子ども家庭応援部長 魅力創造部長 まちづくり推進部長 建設部長	公営競技事業所長 市民病院事務局長 会計管理者 上下水道局長 市議会事務局長 教育総務部長 学校教育部長 生涯学習部長 選挙管理委員会事務局・監査事務局長 消防本部消防長
--	--

6 | 岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議設置要領

(設置目的)

第1条 市民のかけがえのない命を救うことに主眼をおいて、自殺にいたる精神(疾患)障害等の早期発見と専門家における早期治療、相談へ繋ぐこと、広く市民一般への自殺予防対策や心の健康づくりについての啓発事業、自殺未遂者への事後支援などを行うため、関係機関相互の連携や情報交換、情報の共有化を図り、自殺予防対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、岸和田市いのちをつなぐ絆ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施、検討するものとする。

- (1)自殺予防、心の健康づくりについての知識の普及啓発事業に関すること。
- (2)希死念慮、自殺念慮者の早期発見、治療、相談機関へ繋ぐためのゲートキーパーの研修に関すること。
- (3)希死念慮、企図者の問題解決支援に関すること。
- (4)自殺予防対策に係る関係機関での情報の共有に関すること。
- (5)自殺予防対策に係る機関の連携に関すること。
- (6)自死遺族等への支援に関すること。
- (7)その他に自殺予防対策に関すること

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる関係機関から推薦された者で組織する。

2 前項の規程にかかわらず、協議内容等により必要な者のみをもって構成することができる。

3 第1項の規程に係らずその他市長が必要と認める者を参加させることができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて事務局が召集する。

2 関係機関は、必要に応じ会議の招集を事務局に依頼することができる。

(秘密の保持)

第5条 ネットワーク会議の出席者は、会議を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。その活動から退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は、岸和田市保健部健康推進課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるものの他、ネットワーク会議について必要な事項は、構成者がその都度協議して決める。

(附 則)

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

(附 則)

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

(附 則)

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

(附 則)

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

(附 則)

この要領は、令和3年10月1日から実施する。

(附 則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

別表(第3条関係)

岸和田市 保健部健康推進課 保健部介護保険課 福祉部福祉政策課 福祉部生活福祉課 福祉部障害者支援課 総合政策部広報広聴課（市民相談室） 総務部人事課 市民環境部自治振興課（消費生活センター） 市民環境部人権・男女共同参画課 子ども家庭応援部子育て支援課 子ども家庭応援部子ども家庭課 子ども家庭応援部子育て施設課 魅力創造部産業政策課 学校教育部学校教育課 学校教育部人権教育課 生涯学習部生涯学習課 市立岸和田市民病院 岸和田市消防本部	岸和田市医師会 岸和田市歯科医師会 岸和田市薬剤師会 大阪府岸和田警察署 大阪府貝塚子ども家庭センター 大阪府岸和田保健所 岸和田市民生委員児童委員協議会 岸和田市社会福祉協議会 岸和田市地域包括支援センター 社協 岸和田市地域包括支援センター いなば荘北部 岸和田市地域包括支援センター いなば荘牛滝の谷 岸和田市地域包括支援センター 萬寿園中部 岸和田市地域包括支援センター 萬寿園葛城の谷 岸和田市地域包括支援センター 社協久米田 みらい相談支援センター OKハウス小松里 相談センター社協のだ 自立生活センター・いこらー きぼうの輪 相談支援事業所かけはし
--	---